

(5) 第5次障害者基本計画について

ア 計画の位置付け：政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画（障害者基本法第11条に基づき策定。また障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえ策定。）

イ 計画期間：令和5(2023)年度から令和9(2027)年度まで

ウ 基本理念

障害者権利条約（以下「条約」という。）は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めている。

こうした条約の理念に即して改正された基本法第1条に規定されているように、障害者施策は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要がある。

本基本計画では、このような社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるものとする。

エ 基本原則

(ア) 地域社会における共生等（基本法第3条、条約の目的）

全ての障害者が、障害者でない者と平等に、基本的人権を享有する個人として、その尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる機会の適切な確保・拡大を図ることを旨として障害者施策を実施する必要がある。

- ①社会を構成する一員として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会の確保
- ②障害者の地域生活への移行を促進するための基盤整備を進め、地域社会において他の人々と共生することを妨げられず、どこで誰と生活するかについて選択する機会の確保
- ③言語（手話を含む。以下同じ。）その他の意思疎通のための手段について選択する機会の確保
- ④情報の取得又は利用のための手段について選択する機会の拡大

(イ) 差別の禁止（基本法第4条・条約第5条・障害者差別解消法）

障害者差別その他の権利利益を侵害する行為を禁止するとともに、社会的障壁を

除去するための合理的配慮が提供される必要がある。

改正障害者差別解消法の施行日が令和6年4月1日⇒

- ①事業者に対し合理的配慮の提供を義務付け
- ②行政機関相互間の連携の強化
- ③障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

(ウ) 国際的協調（基本法第5条・条約第32条）

オ 社会情勢の変化

- (ア) 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
- (イ) 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応
- (ウ) 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）

カ 各分野に共通する視点

(ア) 条約の理念の尊重及び整合性の確保

令和4(2022)年8月に、条約の締約国として、障害者権利委員会による我が国政府報告の審査が実施され、同年9月には同委員会の見解及び勧告を含めた総括所見が採択・公表された。総括所見では、インクルーシブ教育を受ける権利の認識、障害者の脱施設化及び自立生活支援、精神障害者の非自発的入院及び隔離・拘束に関わる法制度の見直し、意思決定を代行する制度から支援を受けて意思決定をする仕組みへの転換等多岐にわたる事項に関し、見解及び勧告が示されたことを受け、各府省において、本基本計画に盛り込まれていない事項も含め、勧告等を踏まえた適切な検討や対応が求められる。また、障害者政策委員会においても、必要に応じ、各府省における検討や対応を踏まえながら、本基本計画の実施状況の把握等を通じ、勧告等への対応について監視を行っていく。

(イ) 共生社会の実現に資する取組の推進

- ①社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ向上の視点の採用
- ②アクセシビリティ向上に資する新技術の利活用の推進

(ウ) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

(エ) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援

(オ) 障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進

(カ) P D C Aサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

キ 各論（施策）

(ア) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

施策の方向性：社会のあらゆる場面における障害者差別の解消

- ・ 家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組
- ・ 障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われないよう、取組を推進

・改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進		
指標	現状値（直近値）	目標値
障害者差別解消法の地域協議会の組織率	55.9%（一般市町村） （2021年4月）	80%以上（同左） （2027年度）

（イ）安全・安心な生活環境の整備

施策の方向性：移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進 ・公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化 ・接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」の推進 ・歩道が設置されていない道路や踏切道の在り方について検討、信号機等の整備 ・国立公園等の主要な利用施設のバリアフリー化や情報提供等の推進		
指標	現状値（直近値）	目標値
一定の旅客施設のバリアフリー化率(注1)	94.5%（段差解消） （2020年度）	原則100%（同左） （2025年度）
ノンステップバスの導入率(注2)	63.8% （2020年度）	約80% （2025年度）
福祉タクシーの導入台数	41,464台 （2020年度）	約90,000台 （2025年度）
音響信号機及びエスコートゾーンの設置率(注3)	50.8% （2021年度）	原則100% （2025年度）

（注1）

鉄軌道駅及びバスターミナルについては、平均利用者数が3,000人/日以上（施設及び2,000人/日以上3,000人/日未満）で重点整備地区内の生活関連施設に位置付けられた施設、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについては、平均利用者数が2,000人/日以上（施設）を対象。なお、鉄軌道駅の現状値については、平成30年3月に改正された公共交通移動等円滑化基準の改正前の基準をもって適合率を算定

（注2）公共交通移動等円滑化基準の適用除外の認定を受けた車両は母数から除外

（注3）視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要と認められる部分が対象

（ウ）情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

施策の方向性：障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進 ・情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実 ・公共インフラとしての電話リレーサービス提供の充実 ・手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣		
指標	現状値（直近値）	目標値
ICTサポートセンターを設置している都道府県数	31都道府県 （2022年度）	全都道府県 （2024年度）
電話リレーサービスの普及状況	1万1,275人	前年度比増

(利用登録者数)	(2022 年末)	(2027 年度)
----------	-----------	-----------

(工) 防災、防犯等の推進

施策の方向性：災害発生時における障害特性に配慮した支援

- ・福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保
- ・福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保
- ・障害特性に配慮した事故や災害時の情報伝達体制の整備

(オ) 行政等における配慮の充実

施策の方向性：司法手続や選挙における合理的配慮の提供等

- ・司法手続(民事・刑事)における意思疎通手段の確保
- ・障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実、投票機会の確保
- ・国家資格試験の実施等に当たり障害特性に応じた合理的配慮の提供

(力) 保健・医療の推進

施策の方向性：精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消

- ・切れ目のない退院後の精神障害者への支援
- ・精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の仕組みの構築
- ・精神科病院における非自発的入院のあり方及び身体拘束等に関する課題の整理を進め、必要な見直しについて検討

指標	現状値(直近値)	目標値
精神病床での1年以上の長期入院患者数	約17.1万人 (2020年度)	13.8万人 (2026年度)
都道府県の難病診療連携拠点病院の設置率	93% (2021年度)	100% (2027年度)

(キ) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

施策の方向性：意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実

- ・ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保
- ・障害のあるこどもに対する支援の充実

(ク) 教育の振興

施策の方向性：インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備

- ・自校通級、巡回通級の充実をはじめとする通級による指導の一層の普及
- ・教職員の障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組の推進
- ・病気療養児へのICTを活用した学習機会の確保の促進

指標	現状値(直近値)	目標値
個別の指導計画等の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の指導計画等が作成されている児童等の割合	90.9% (指導計画) 84.8% (教育支援計画) (2018年度)	おおむね100% (2027年度)

公立小中学校等施設におけるス ロープ等による段差解消の割合	78.5% (門から建物まで) 57.3% (昇降口・玄関等から教室 等まで) (2020 年度)	全ての学校に整備 (2025 年度)
----------------------------------	--	-----------------------

(ケ) 雇用・就業・経済的自立の支援

<p>施策の方向性：総合的な就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援 ・雇用・就業施策と福祉施策の組合せの下、年金や諸手当の支給、税制優遇措置、各種支援制度の運用 ・農業分野での障害者の就労支援（農福連携）の推進 		
指標	現状値（直近値）	目標値
障害者の雇用率達成企業の割合	47% (2021 年 6 月)	56% (2027 年度)
障害者就労施設等の物品等優先 購入実績	199 億円 (2020 年度)	前年度比増 (2027 年度)

(コ) 文化芸術活動・スポーツ等の振興

<p>施策の方向性：障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の地域における文化芸術活動の環境づくり ・日本国際博覧会（大阪・関西万博）の施設整備、文化芸術の発信などの環境づくり ・障害の有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり 		
指標	現状値（直近値）	目標値
障害者の週 1 回以上のスポーツ 実施率	31%(成人) 41.8%(若年層※7～19 歳) (2021 年度)	40%程度（成人） 50%程度（若年層） (2026 年度)

(カ) 国際社会での協力・連携の推進

<p>施策の方向性：文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者分野における国際協力への積極的な取組 ・障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信 		
--	--	--

(6) 障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

ア 基本指針

障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの

イ 成果目標（案）と見直しの主なポイント

(ア) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

【見直しの主なポイント】

①	重度障害者等への支援など、地域のニーズへの対応
②	強度行動障害を有する者への支援体制の充実

③	地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
④	地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
⑤	グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実

【成果目標（案）】

【施設入所者の地域生活への移行に関する目標（案）】

①	令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
---	---

【施設入所者数の削減に関する目標（案）】

①	令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。
---	---

【強度行動障害を有する者への支援体制の充実に関する目標（案）】

①	令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。（新規）
---	---

【地域生活支援の充実に関する目標（案）】

①	令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
---	--

（イ）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【見直しの主なポイント】

①	精神障害者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性を基本指針の本文に追記
②	都道府県は、医療計画との整合性に留意して計画を策定することを基本指針の本文に追記

【成果目標（案）】

①	精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数については、平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値、325.3日以上とすることを基本とする。
②	令和8年度の全国の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値については、令和2年度と比べて約3.3万人の減少を目指すこととする。
③	精神病床における退院率については、平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値、3ヶ月時点68.9%以上、6ヶ月時点84.5%以上、1年時点91.0%以上とすることを基本とする。

（ウ）福祉施設から一般就労への移行等

【見直しの主なポイント】

①	一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定等
②	就労選択支援の創設への対応

③	一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応
④	地域における障害者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組

【成果目標（案）】

〔就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行に関する目標（案）〕

①	<p>就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。</p> <p>そのうち、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援事業：令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。 ・就労継続支援A型事業：令和3年度実績の概ね1.29倍以上を目指す。 ・就労継続支援B型事業：令和3年度実績の概ね1.28倍以上を目指す。
②	<p>就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。（新規）</p>

〔一般就労後の定着支援に関する目標（案）〕

①	<p>就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。</p>
②	<p>就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率（※2）が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。また、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。（新規）</p>

（工）障害児のサービス提供体制の計画的な構築

【見直しの主なポイント】

①	市町村における重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援
②	地域におけるインクルージョンの推進
③	都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保や、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組の推進
④	都道府県における医療的ケア児支援センターの設置
⑤	地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築
⑥	障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定等

【成果目標（案）】

〔障害児に対する重層的な地域支援体制の構築に関する目標（案）〕

①	<p>児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置するこ</p>
---	---

	とを基本とする。 (※地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備すること)
②	障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

【難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築に関する目標（案）】

①	「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」を踏まえ、各都道府県は難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定すること。また、令和8年度末までに、各都道府県、また必要に応じて政令市において、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保や、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築を推進すること。
---	--

【重症心身障害児・医療的ケア児への支援に関する目標（案）】

①	令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
②	令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。 （医療的ケア児支援センターの設置は新規）

【障害児入所施設からの円滑な移行調整に関する目標（案）】

①	入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和8年度末までに各都道府県及び各政令市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。 （新規）
---	--

（オ）発達障害者等支援の一層の充実

【見直しの主なポイント】

①	市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実
②	市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施養成者の推進
③	発達障害者地域支援マネージャーの地域支援機能の強化、強度行動障害やひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進

（カ）地域における相談支援体制の充実強化

【見直しの主なポイント】

①	基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進
②	「地域づくり」に向けた協議会の活性化

【成果目標（案）】

〔相談支援体制の充実・強化等に関する目標（案）〕

①	令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。 ※基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努める。
②	協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。（新規）

（キ）障害者等に対する虐待の防止

【見直しの主なポイント】

①	障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、責任者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進
---	--

（ク）「地域共生社会」の実現に向けた取組

【見直しの主なポイント】

①	社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、市町村による包括的な支援体制の構築の推進
---	--

（ケ）障害福祉サービスの質の確保

【見直しの主なポイント】

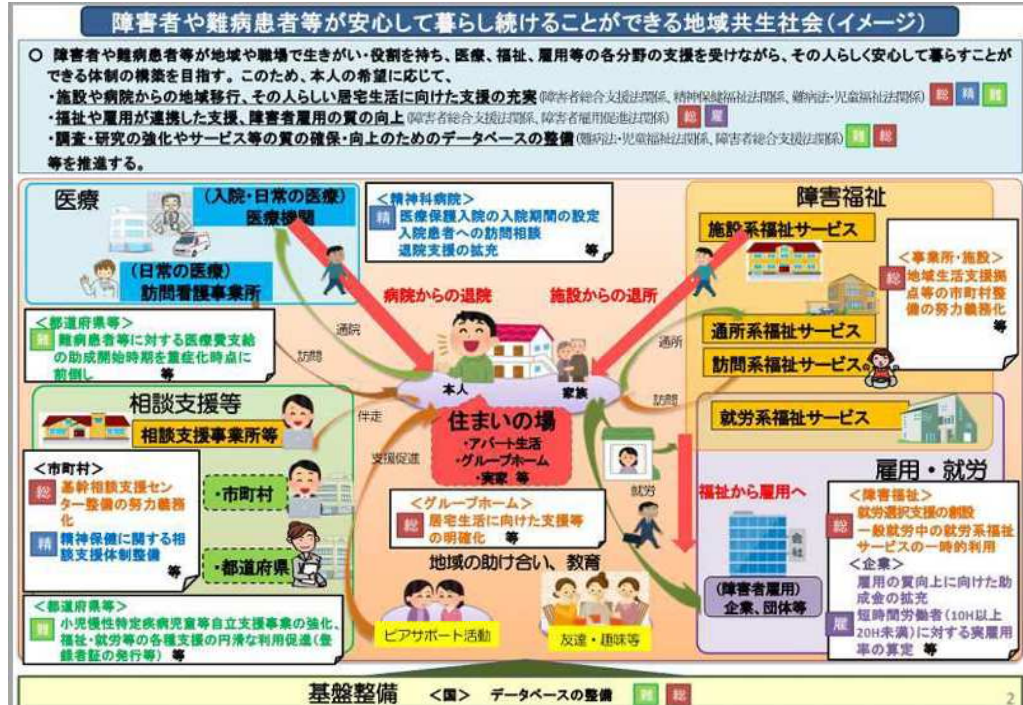
①	障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実
②	都道府県による相談支援専門員、主任相談支援専門員及びサービス管理責任者等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施

【成果目標（案）】

〔障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に関する目標（案）〕

①	令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。
---	---

(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）の概要



(8) 第二期成年後見制度利用促進基本計画

ア 第一期計画の課題と第二期計画における対応について



イ 第二期成年後見制度利用促進基本計画概要～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～

(ア) 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

- ①地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。
- ②成年後見制度の利用促進は、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものである。以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
 - ・本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。
 - ・成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。
 - ・成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること。任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取組を進めること。不正防止等の方策を推進すること。
- ③福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要がある。

(イ) 今後の施策の目標等

- ①成年後見制度の見直しに向けた検討、市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業の見直しに向けた検討、権利擁護支援策を充実するための検討を行う。また、成年後見制度の運用改善等や、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに積極的に取り組む。
- ②工程表やK P I（評価指標）を踏まえて施策に取り組む。成年後見制度利用促進専門家会議は令和6年度に中間検証を実施する。

(ウ) 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。



- (工) 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策
- a 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
- (a) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
- 障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮し、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。市町村長の関与などの権限・成年後見制度利用支援事業についても見直しに向けた検討を行う。
- (b) 総合的な権利擁護支援策の充実
- ①成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させるため、意思決定支援等によって本人を支える各種方策、司法による権利擁護支援を身近なものとする各種方策の検討を進め、これらの検討などに対応して、福祉制度・事業の必要な見直しを検討する。
 - ②成年後見制度の利用を必要とする人が、適切に日常生活自立支援事業等から移行できるよう、同事業の実施体制の強化を行う。さらに、日常生活自立支援事業の効果的な実施方策について検討するなど地域を問わず一定の水準で利用できる体制を目指す。
 - ③身寄りのない人等への生活支援サービスについて、意思決定支援や信頼性等を確保しながら取組を拡げるための方策を検討する。検討の際、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討する。
 - ④地域住民や企業等が権利擁護支援の実践への理解や共感をもって寄付などに参画する取組を普及させるための方策を検討する。
 - ⑤虐待等の事案を受任する法人が都道府県等の適切な関与を受けつつ後見業務を実施できるよう、法人の確保の方策等を含め検討する。
- b 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
- (a) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

- ①都道府県等は、意思決定支援研修等を継続的に行う。国は、意思決定支援の指導者育成、意思決定支援等に関する専門職のアドバイザー育成、専門的助言についてのオンライン活用支援などに取り組む。
 - ②「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」のほか、各種意思決定支援ガイドライン等について、普及・啓発を行っていく。
 - ③意思決定支援の取組が、保健・医療・福祉・介護・金融等幅広い関係者や地域住民に浸透するよう、各ガイドラインに共通する基本的な意思決定支援の考え方についての議論を進め、その結果を整理した資料を作成し、研修等を通じて継続的に普及・啓発を行う。
- (b) 家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代の推進
- ①各家庭裁判所には、地域の関係者との連携により、本人にとって適切な後見人の選任や状況に応じた後見人の交代を実現できるよう、引き続き努力することが期待される。
 - ②最高裁判所・家庭裁判所には、関係機関等とも連携し、本人情報シートの更なる周知・活用に向けた方策を検討することが期待される。
- (c) 後見人等に関する苦情等への適切な対応
- ①家庭裁判所、専門職団体、市町村・中核機関、都道府県は、それぞれの役割を基本として、苦情等に適切に対応できるしくみを地域の実情に応じて整備していく必要がある。
- (d) 適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等
- ①最高裁判所及び各家庭裁判所には、報酬の算定の考え方を早期に整理することが期待される。
 - ②市町村には、全国どの地域でも必要な人が成年後見制度を利用できるよう、成年後見制度利用支援事業の実施内容を早期に検討することが期待される。国は、同事業への助成について必要な見直しを含めた対応を早期に検討する。
 - ③国は、後見人等が弁護士又は司法書士に民事裁判等の手続を依頼した場合に適切に民事法律扶助制度が活用される方策を早期に検討する。
 - ④国は、成年後見制度の見直し検討の際、報酬のあり方も検討する。併せて、関係省庁は、報酬助成等の制度のあり方について検討する。
- (e) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等
- ①金融機関には、必要に応じ最高裁判所や関係省庁とも連携しつつ、後見制度支援預貯金等の導入や改善を図ることが期待される。
 - ②最高裁判所・家庭裁判所には、不正防止のため、引き続き適切な監督に向けた取組をすることが期待される。
 - ③専門職団体は各専門職に対して、市民後見人を支援する団体は各市民後見

人に対して、不正防止の取組を受任前や養成段階から進めることが期待される。

④専門職団体・市民後見人を支援する団体等には、適切な保険の導入に向けた検討を進めることが期待される。

(f) 各種手続における後見業務の円滑化等

市町村・金融機関等の窓口で成年後見制度を利用したことによって不利益を被ることのないよう、同制度の理解の促進を図る必要がある。

c 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

◎権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方

権利擁護支援を必要としている人は、その人らしく日常生活を送ることができなくなったとしても、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵されていることに気づくことができない場合もある。身寄りがいないなど孤独・孤立の状態に置かれている人もいる。

このため、各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）をつくっていく必要がある。

(a) 地域連携ネットワークづくりの方向性（包括的・多層的なネットワークづくり）

①第二期計画では、地域連携ネットワークの趣旨として、地域社会への参加の支援という観点も含めることから、地域包括ケアや虐待防止などの権利擁護に関する様々な既存のしくみのほか、地域共生社会実現のための支援体制や地域福祉の推進などと有機的な結びつきを持って、地域における多様な分野・主体が関わる「包括的」なネットワークにしていく取組を進めていく必要がある。

②さらに、権利擁護支援を必要としている人の世帯の中には、様々な課題が生じていることもあり、このような場合には、個人ごとに権利擁護支援の課題を捉えた上で、その状況に応じて、家族同士の想いも尊重しながら、それぞれを同時に支援していく必要がある。こうしたことを含めた複合的な地域生活課題としては、支援困難な虐待やネグレクト、未成年後見を含む児童の権利擁護などもあり、これらへの適切な支援が必要となる場合もある。

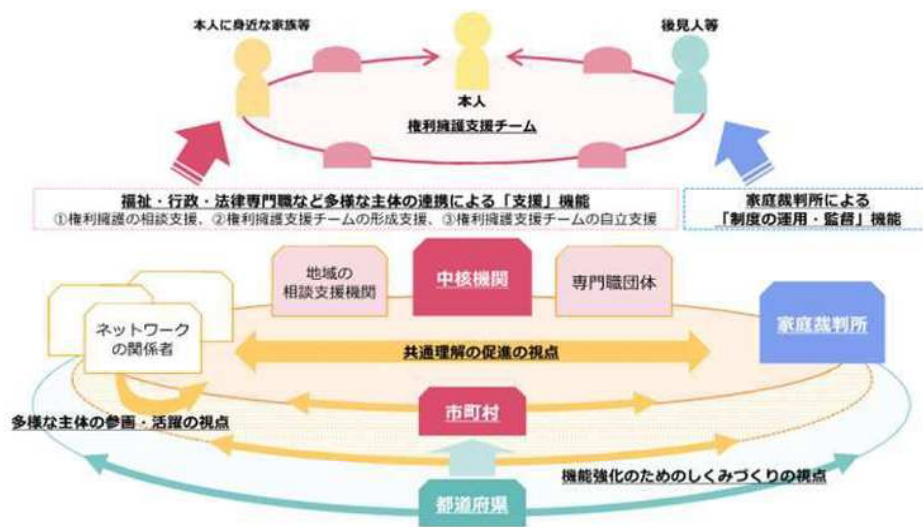
③地域連携ネットワークは、住民に身近な相談窓口等のしくみを有する市町村単位を基本として整備を進めてきたが、複合的で支援困難な課題に対応するためには「包括的」なネットワークだけでは十分でない。地域の実情

に応じて権利擁護支援を総合的に充実することができるよう、圏域などの複数市町村単位や都道府県単位のしくみを重ね合わせた「多層的」なネットワークにしていく取組も併せて進めていく必要がある。

(b) 地域連携ネットワークづくりの進め方

地域連携ネットワークづくりを実施することのできる体制を整備した地域では、後見人等の受任者調整等によって権利擁護支援チームの形成を支援し、その権利擁護支援チームが本人への支援を適切に行うことができるようにする必要がある。

◎地域連携ネットワークのイメージ



d 優先して取り組む事項

(a)任意後見制度の利用促進

①周知・助言を中心とした関係者の連携と役割分担の下、適切な時機に任意後見監督人の選任がされることなど任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進める。

(b) 担い手の確保・育成等の推進

①適切な後見人等が選任、交代できるようにするためには、各地域に、多様な主体が後見業務等の担い手として存在している必要がある。

②市民後見人等の育成・活躍支援は、地域共生社会の実現のための人材育成や参加支援、地域づくりという観点も重視して推進する。国は、意思決定支援や身上保護等の内容を含めるなど、より充実した養成研修カリキュラムの見直しの検討等を進める。

③都道府県には、圏域毎に市民後見人の育成方針を策定した上で、市町村と連携して市民後見人養成研修を実施することが期待される。また、市町村には、市民後見人の活動の支援や市民後見人の役割の周知などを行うことが期待されるほか、研修受講者の募集を主体的に進めることや、必要に応じて、都道府県と連携して養成研修の内容を充実することも期待される。

④法人後見の実施団体としては、社会福祉協議会による後見活動の更なる推進が期待される一方、都道府県及び市町村等が連携して、社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成をする必要もある。

⑤国は、法人後見研修カリキュラムと、最高裁判所の集約・整理した法人が後見人等に選任される際の考慮要素等を併せて周知する。

⑥都道府県には、圏域毎に法人後見の担い手の育成方針を策定した上で、法人後見実施のための研修を実施することが期待される。

⑦専門職団体による専門職後見人の確保・育成、市町村・中核機関による必要に応じた親族後見人の支援も行う。

(c) 市町村長申立ての適切な実施

身寄りのない人等への支援や虐待事案等で市町村長申立ての積極的な活用が必要である。都道府県には、実務を含めた研修の実施等を行うことが期待される。国は、都道府県職員向け研修の拡充、市町村長申立てが適切に実施されるための実務の改善を図っていく。

(d) 地方公共団体による行政計画等の策定

①市町村は、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づき、市町村計画を定める。計画未策定の市町村は、中核機関及び協議会の整備・運営の方針を示すことなどに早期に着手する必要がある。

②都道府県は、都道府県単位や圏域単位の協議会の整備・運営の方針、担い手の

確保の方針、市町村に対する体制整備支援の方針などを盛り込んだ地域連携ネットワークづくりの方針を策定することが望ましい。

(e) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

①都道府県は、担い手の育成・活躍支援、広域的観点から段階的・計画的にネットワークづくりに取り組むための方針の策定といった役割や、小規模市町村等の体制整備支援の役割を果たすことが期待される。また、広域的な課題などに対応するため、家庭裁判所・専門職団体・都道府県社会福祉協議会・当事者団体等との都道府県単位の協議会を設置する必要がある。

②国は、都道府県職員向け研修の拡充、権利擁護支援や体制整備支援等を担う専門アドバイザーの養成などを行う。

2 東京都の動向

(1) 第2期東京都地域福祉支援計画（令和3年度～令和8年度）

ア 計画の目指す姿

「人が輝く」東京を目指し、東京における地域共生社会の実現に向け、都、区市町村、関係団体及び地域住民等が一体となって地域福祉を推進する。

イ 3つの理念

(ア) 誰もが、所属や世代を超え、地域でともに参加・協働し、互いに支え、支えられながら生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことができる東京

(イ) 地域の課題について、身近な地域において包括的に相談出来、解決に向けてつながることができる東京

(ウ) 多様な主体が、それぞれの専門性や個性を生かし、地域づくりに参画することができる東京

ウ 地域福祉推進のための施策の方向性

(ア) 【テーマ①】 地域での包括的な支援体制づくりのために

- ◆包括的な相談・支援体制の構築
- ◆地域住民等と行政の協働による地域生活課題の解決体制の構築
- ◆住民参加を促す身近な地域の居場所づくり
- ◆地域住民等による地域の多様な活動の推進
- ◆対象を限定しない福祉サービスの提

(イ) 【テーマ②】 誰もが安心して地域で暮らせる社会を支えるために

- ◆住宅確保要配慮者への支援
- ◆生活困窮者への総合的な支援体制の整備
- ◆多様な地域生活課題への対応
- ◆権利擁護の推進
- ◆災害時要配慮者対策の推進

(ウ) 【テーマ③】 地域福祉を支える基盤を強化するために

- ◆民生委員・児童委員の活動への支援
- ◆福祉人材の確保・定着・育成
- ◆福祉サービスの質の向上

エ 改定の主なポイント

- ▶前計画後の社会情勢の変化を反映（社会福祉法の改正、コロナ禍の影響 など）
- ▶顕在化した複合的な地域生活課題についての対応等を新規掲載・追加記述（ヤングケアラー、ひきこもり状態にある方 など）

(2) 東京都高齢者保健福祉計画（令和3年度～令和5年度）

ア 理念

地域で支え合いながら、高齢者がいきいきと心豊かに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる東京の実現

イ 重点分野

- (ア) 介護予防・フレイル予防と社会参加の推進
- (イ) 介護サービス基盤の整備と円滑・適正な制度運営
- (ウ) 介護人材対策の推進
- (エ) 高齢者の住まいの確保と福祉のまちづくりの推進
- (オ) 地域生活を支える取組の推進
- (カ) 在宅療養の推進
- (キ) 認知症施策の総合的な推進

ウ 重点分野を下支えする取組

保険者機能強化と地域包括ケアシステムのマネジメント

(3) 東京都障害者・障害児施策推進計画（令和3年度～令和5年度）

ア 基本理念

- (ア) 全ての都民が共に暮らす共生社会の実現
- (イ) 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現
- (ウ) 障害者がいきいきと働ける社会の実現

イ 施策目標

(ア) 共生社会実現に向けた取組の推進

障害者差別の解消を推進する取組や、障害及び障害者への理解促進と心のバリアフリーの推進とともに、情報バリアフリーの推進、障害者のスポーツ・文化芸術活動や生涯学習・地域活動等への参加を推進し、全ての都民が共に暮らす共生社会の実現を目指します。

(イ) 地域における自立生活を支える仕組みづくり

入所施設・精神科病院から地域生活への移行を促進するとともに、地域生活基盤と相談支援体制を整備すること等により、障害者が地域で安心して自立生活を送れるよう

にします。

(ウ) 社会で生きる力を高める支援の充実

障害特性や成長段階に応じた適切な支援を提供するとともに、特別支援教育の充実を図ること等により、障害児が社会的自立を図ることのできる力を高めていきます。

(エ) いきいきと働ける社会の実現

障害者の企業等への一般就労と職場定着を支援するとともに、福祉施設の受注拡大と工賃向上を図ること等により、障害者がいきいきと働ける社会の実現を目指します。

(オ) サービスを担う人材の養成・確保

障害者が身近な地域でサービスを利用できる体制整備とサービスの質の向上を図るために、人材の確保・育成・定着を進めます。

II 統計からみる現状

1 人口と世帯の状況

(1) 人口

ア 年齢3区分別の人口

(ア) 狛江市の人口は、令和3年の83,268人をピークに減少傾向となっており、今後も減少することが見込まれます。

3区分別人口を見ると、年少人口及び生産年齢人口は、令和2年をピークに減少に転じ、令和22(2040)年の生産年齢人口は、令和5(2023)年から約1万人減少することが推計されます。

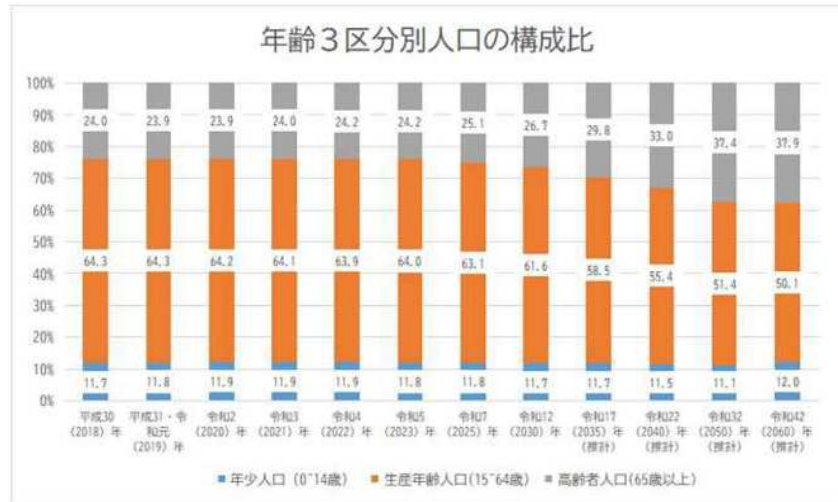
高齢者人口は令和5年は減少したものの、令和32(2050)年まで増加するもの推計されます。



※令和7(2025)年以降の人口推計は「狛江市人口ビジョン(平成28年2月)」シミュレーションB(各年1月1日現在)

出典: 令和5(2023)年までは、「狛江市住民基本台帳」(各年1月1日現在)

(イ) 年齢3区分別人口の構成比の推移を見ると、生産年齢人口の割合が減少傾向となっており、高齢化率は令和42(2060)年まで今後増加し続ける一方で、生産年齢人口比率は減少し続け、令和42(2060)年には約50%まで減少すると推計されます。



※令和7（2025）年以降の人口推計は「狛江市人口ビジョン（平成28年2月）」シミュレーションB（各年1月1日現在）

出典：令和5（2023）年までは、「狛江市住民基本台帳」（各年1月1日現在）

イ 高齢者3年齢区分別人口

高齢者のうち前期高齢者の人口は令和22（2040）年まで、後期高齢者のうち75～84歳までの人口は令和32（2050）年まで、85歳以上の人口は令和42（2060）年まで増加し続けると推計されます。



※令和7（2025）年以降の人口推計は「狛江市人口ビジョン（平成28年2月）」シミュレーションB（各年1月1日現在）

出典：令和5（2023）年までは、「狛江市住民基本台帳」（各年1月1日現在）

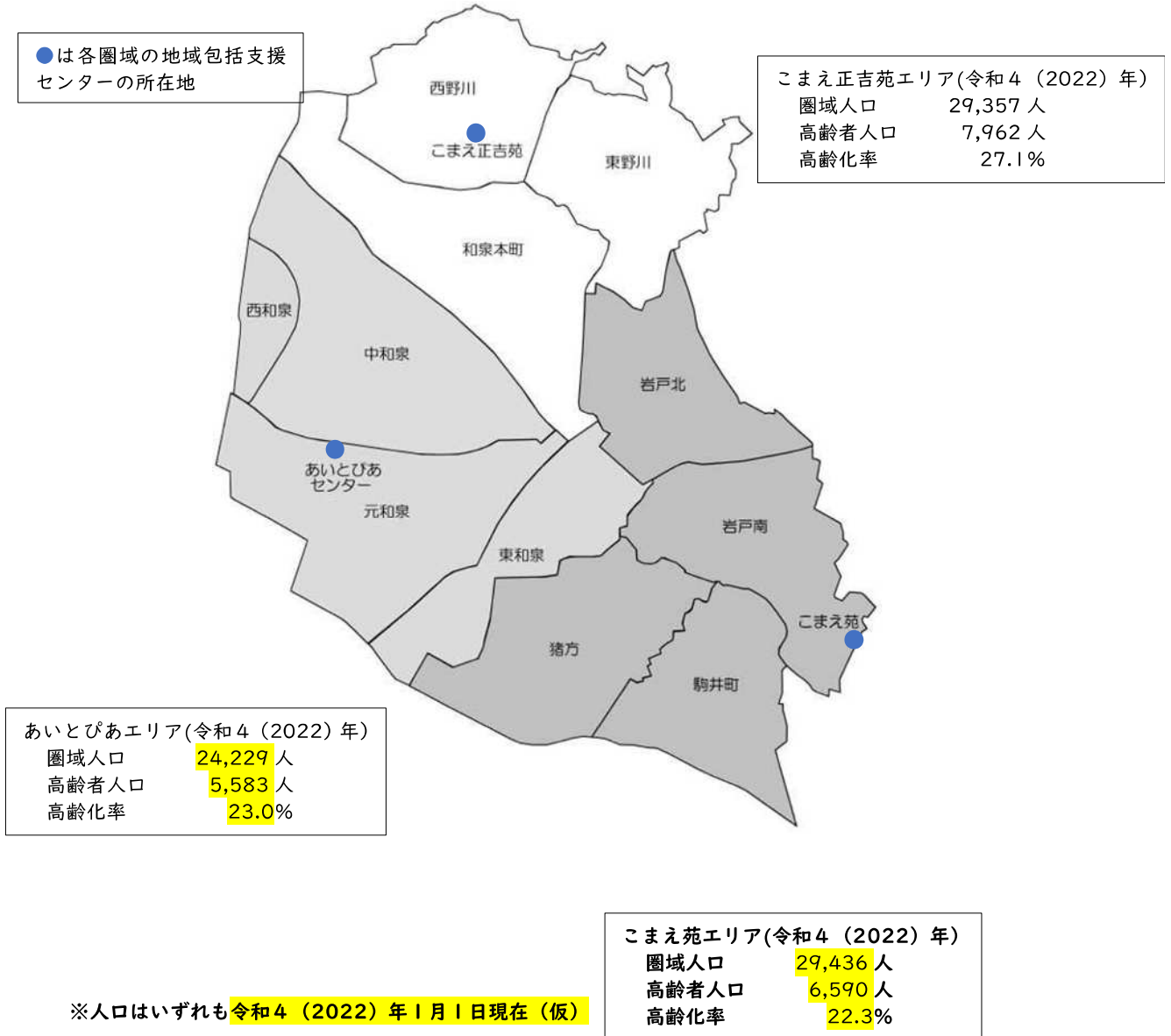
ウ 日常生活圏域ごとの高齢者人口

(ア) 日常生活圏域とは

狛江市では、日常生活圏域として、あいとぴあエリア、こまえ苑エリア、こまえ正吉苑エリアの3つを設定しています。(図3-3)

各圏域には地域包括支援センターが設置されており、身近な相談窓口としての機能を含めた総合相談支援事業や、要支援認定者への介護予防マネジメント等を一体的に実施しています。

あいとぴあエリア	…	中和泉・西和泉・元和泉・東和泉
こまえ苑エリア	…	猪方・駒井町・岩戸南・岩戸北
こまえ正吉苑エリア	…	和泉本町・東野川・西野川



(イ)「あいとぴあエリア」高齢者人口の推移

あいとぴあエリアの高齢者人口は5,583人（調整中）、高齢化率は23.0%（調整中）となっており、いずれも上昇傾向です。85歳以上の高齢者の前年度比の増加率は5.3%となっております。



出典：住民基本台帳人口（各年10月1日）（調整中）

(ウ)「こまえ苑エリア」高齢者人口の推移

こまえ苑エリアの高齢者人口は6,590人（調整中）、高齢化率は22.3%（調整中）となっており、高齢者人口は上昇傾向、高齢化率は令和4（2022）年に上昇の転じています。85歳以上の高齢者の前年度比の増加率は2.0%となっております。



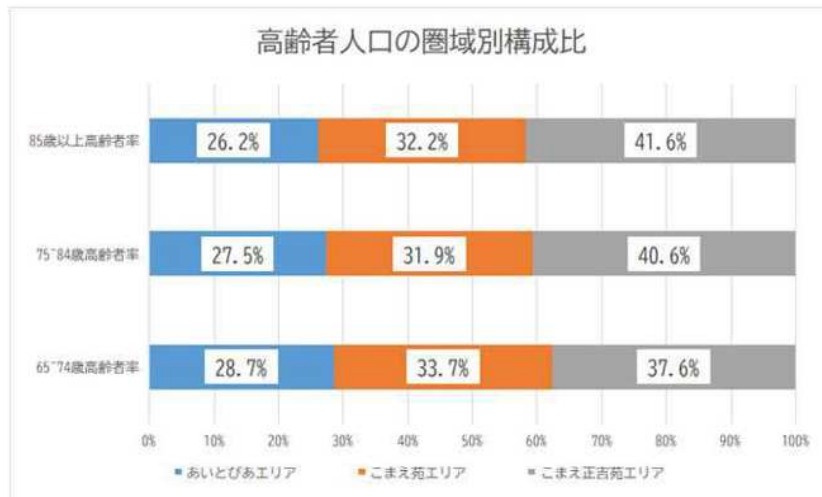
(エ) 「こまえ正吉苑エリア」 高齢者人口の推移

こまえ苑エリアの高齢者人口は7,962人（調整中）、高齢化率は27.1%（調整中）となっており、いずれも上昇傾向です。高齢化率は3圏域の中で最も高くなっており、85歳以上の高齢者の前年度比の増加率は6.8%となっております。



(オ) 高齢者人口の日常生活圏域別構成比

高齢者人口の日常生活圏域別構成比は、いずれの年代でもこまえ正吉苑エリアの構成比が最も高くなっています。



(2) 世帯

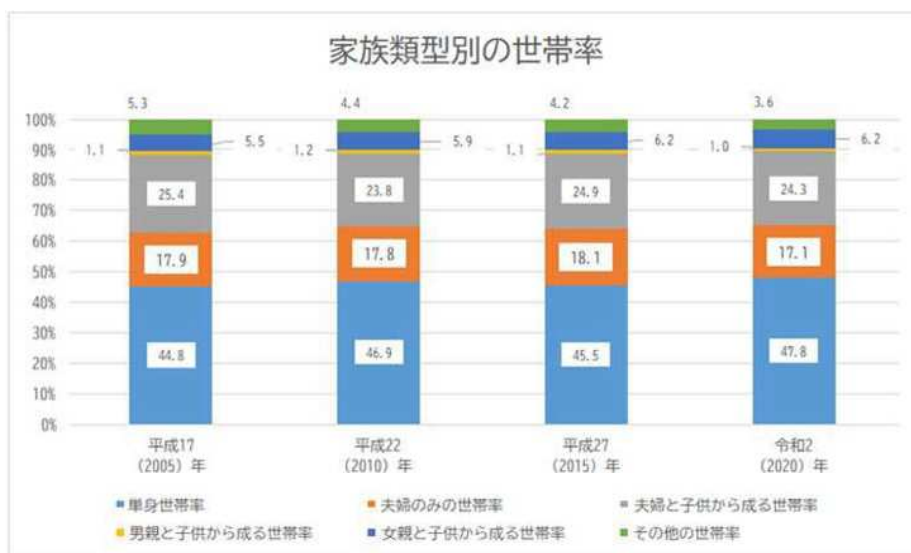
ア 世帯の概況

世帯数は増加傾向にあります、1世帯当たりの人員は減少傾向にあります。



イ 家族類型ごとの世帯の現状

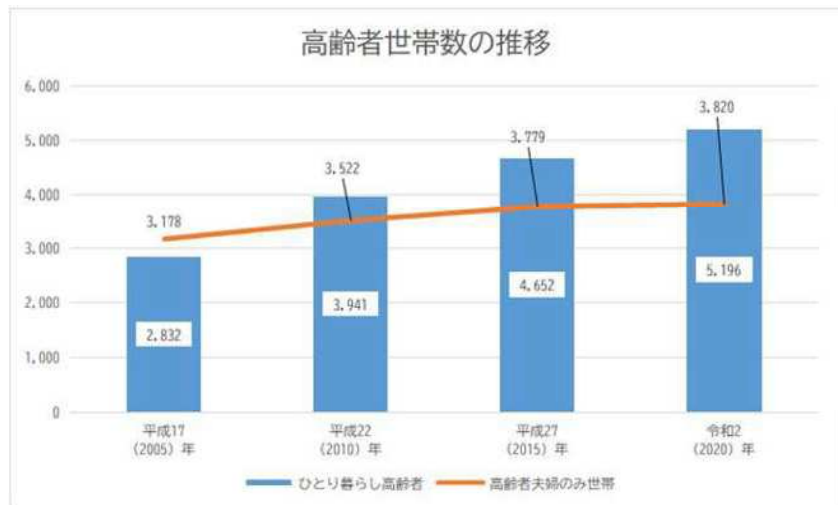
単身世帯率の割合が最も高く、かつ、増加傾向です。単身世帯及び核家族以外の家族については減少しております。



ウ 高齢者世帯の現状

ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯

いずれも増加傾向ですが、令和2 (2020) 年の平成27 (2015) 年比の増加率はひとり暮らし高齢者が11.7%、高齢者のみ世帯が1.1%となっております。



※高齢者のみ世帯とは、夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみの世帯をいいます。

出典：各年国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

エ 町丁別の世帯の現状

町丁別の 1 世帯当たりの人員及び高齢化率を見ると、都営狹江団地のある和泉本町四丁目、多摩川住宅イ号棟のある西和泉一丁目に独居の高齢者が多く、東和泉四丁目は、若者（15～39 歳）の比率が 42.3% となっており、独居の若者が多く住んでいます。

町丁ごとの 1 世帯あたりの人員

（令和 4 年 1 月 1 日現在）

町丁	1 世帯当たりの人員(人)	町丁	1 世帯当たりの人員(人)	町丁	1 世帯当たりの人員(人)
和泉本町一丁目	2.06	東和泉一丁目	1.52	岩戸北一丁目	1.97
和泉本町二丁目	2.08	東和泉二丁目	1.61	岩戸北二丁目	2.15
和泉本町三丁目	2.18	東和泉三丁目	1.74	岩戸北三丁目	1.72
和泉本町四丁目	1.62	東和泉四丁目	1.46	岩戸北四丁目	1.58
中和泉一丁目	1.77	緒方一丁目	1.81	東野川一丁目	2.00
中和泉二丁目	1.99	緒方二丁目	2.10	東野川二丁目	2.37
中和泉三丁目	1.95	緒方三丁目	1.91	東野川三丁目	2.16
中和泉四丁目	2.09	緒方四丁目	1.99	東野川四丁目	2.15
中和泉五丁目	1.95	駒井町一丁目	2.06	西野川一丁目	2.03
西和泉一丁目	1.43	駒井町二丁目	2.34	西野川二丁目	2.21
西和泉二丁目	1.86	駒井町三丁目	2.12	西野川三丁目	2.17
元和泉一丁目	1.62	岩戸南一丁目	2.00	西野川四丁目	2.08
元和泉二丁目	1.93	岩戸南二丁目	1.84		
元和泉三丁目	1.55	岩戸南三丁目	1.99		
		岩戸南四丁目	2.32		

町丁ごとの高齢化率

（令和 4 年 1 月 1 日現在）

町丁	高齢化率	町丁	高齢化率	町丁	高齢化率
和泉本町一丁目	20.53	東和泉一丁目	20.76	岩戸北一丁目	20.73
和泉本町二丁目	27.67	東和泉二丁目	22.36	岩戸北二丁目	15.69
和泉本町三丁目	19.64	東和泉三丁目	23.88	岩戸北三丁目	23.92
和泉本町四丁目	56.50	東和泉四丁目	15.97	岩戸北四丁目	18.39
中和泉一丁目	19.10	緒方一丁目	17.67	東野川一丁目	25.54
中和泉二丁目	19.33	緒方二丁目	19.97	東野川二丁目	19.14
中和泉三丁目	19.05	緒方三丁目	23.30	東野川三丁目	29.79
中和泉四丁目	19.17	緒方四丁目	17.59	東野川四丁目	22.35
中和泉五丁目	22.51	駒井町一丁目	26.12	西野川一丁目	23.41
西和泉一丁目	53.40	駒井町二丁目	23.72	西野川二丁目	23.77
西和泉二丁目	41.44	駒井町三丁目	23.89	西野川三丁目	23.57
元和泉一丁目	18.24	岩戸南一丁目	22.35	西野川四丁目	25.79
元和泉二丁目	25.62	岩戸南二丁目	25.61		
元和泉三丁目	18.58	岩戸南三丁目	25.40		
		岩戸南四丁目	25.95		

出典：統計こまえ 令和3年度版（令和4年8月）

2 対象者ごとの現状

(1) 生活保護人員数・世帯数・率

生活保護人員数・世帯数とも微増傾向です。

扶助別世帯数では、生活扶助、住宅扶助及び医療扶助が主たる扶助なっており、いずれも微増傾向です。介護扶助の令和3(2021)年の扶助数が前年比で9.1%増となっています。



出典：統計こまえ 令和4年度版（調整中）

生活保護扶助別保護世帯数の推移

年	総数	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助	(人)
平成30(2018)年	34,200	10,068	10,555	193	2,818	10,384	0	159	23	
平成31・令和元(2019)年	35,108	10,430	10,931	221	2,801	10,619	2	94	10	
令和2(2020)年	36,141	10,742	11,245	201	2,893	10,928	0	119	13	
令和3(2021)年	37,016	10,917	11,508	150	3,157	11,148	0	120	16	

※月中被保護世帯、人員の延数

出典：統計こまえ 令和4年度版（調整中）

(2) 生活困窮者

ア 自立相談支援事業

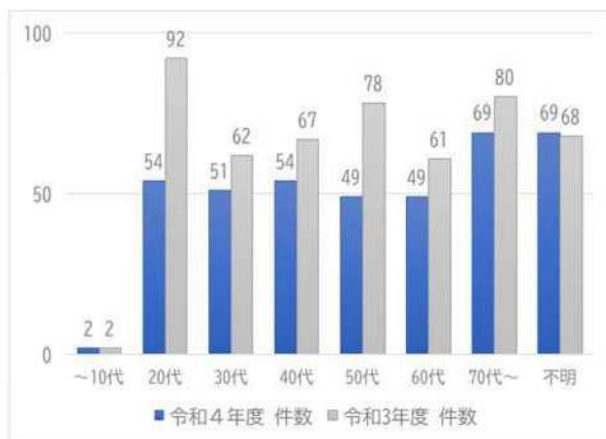
(ア) 年代別

不明があるのは自己開示がないためです。令和2(2022)年度から急増した20歳代の若者の相談は、新型コロナウイルス感染症が治まるにつれ減少し、代わりに70歳代以上の高齢者の相談が増加しました。新型コロナウイルス感染症蔓延以前の相談者の年代別の割合に近づきつつあります。年金収入だけでは生活を維持すること

が困難で、就労相談、住居確保給付金、自立支援金等に関する相談が増加したものと考えられます。

年代別相談内容

	令和4年度		令和3年度	
	件数	割合	件数	割合
～10代	2	1%	2	0%
20代	54	14%	92	18%
30代	51	13%	62	12%
40代	54	14%	67	13%
50代	49	12%	78	15%
60代	49	12%	61	12%
70代～	69	17%	80	16%
不明	69	17%	68	13%
合計	397	100%	510	100%



出典：狛江市自立相談支援事業 こま YELL 活動報告（令和4年度）

(イ) 新規相談者

令和4年度の新規相談者は397人でした。初回相談時の相談内容は、図表のとおりです。新型コロナウイルス感染症影響下での収入減少による「収入・生活費について」の課題を抱える相談者が多かったです。

新規相談者相談内容〈複数回答〉

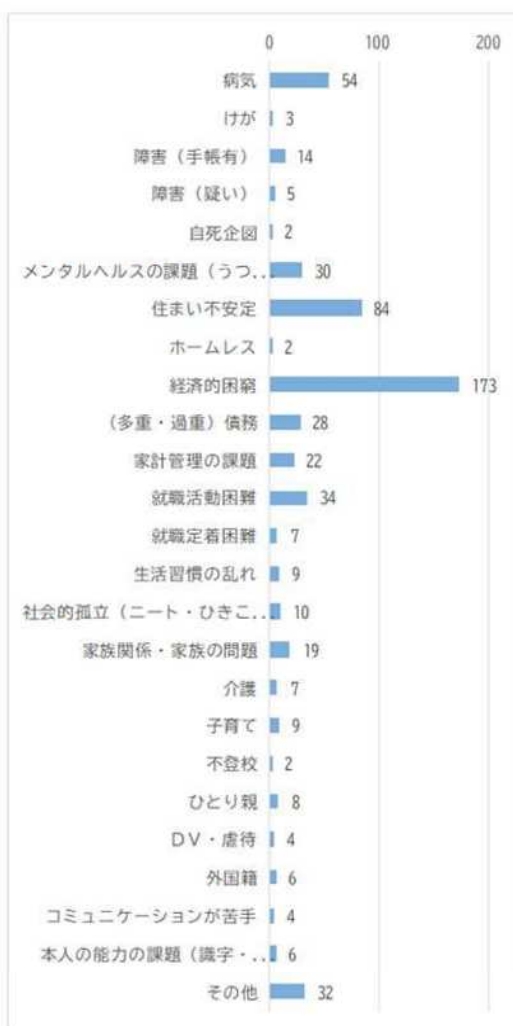
項目	件数	割合
病気や健康、障害のこと	60	9%
住まいについて	64	10%
収入・生活費について	193	30%
家賃やローンの支払い	115	18%
税金や公共料金等の支払い	38	6%
債務について	25	4%
仕事探し、就職について	63	10%
仕事上の不安やトラブル	7	1%
地域との関係について	0	0%
家族との関係について	11	2%
子育てのこと	5	1%
介護のこと	4	1%
ひきこもり・不登校	8	1%
DV・虐待	0	0%
食べるものがない	14	2%
その他	29	5%
合計	636	100%



(ウ) 支援決定・確認者（プラン作成者）の課題と特性

プラン作成者にアセスメントを行った結果、前年度までと同様に「経済的な困窮」「住まい不安定」「就職活動の困難」という課題が多かったです。令和4（2022）年度は70歳代以上の高齢者の相談が増加したことが要因と思われる「病気」が増加しました。その他、メンタルヘルスの課題（うつ病等）を抱える相談者や多重債務による家計管理の課題も多く見られました。

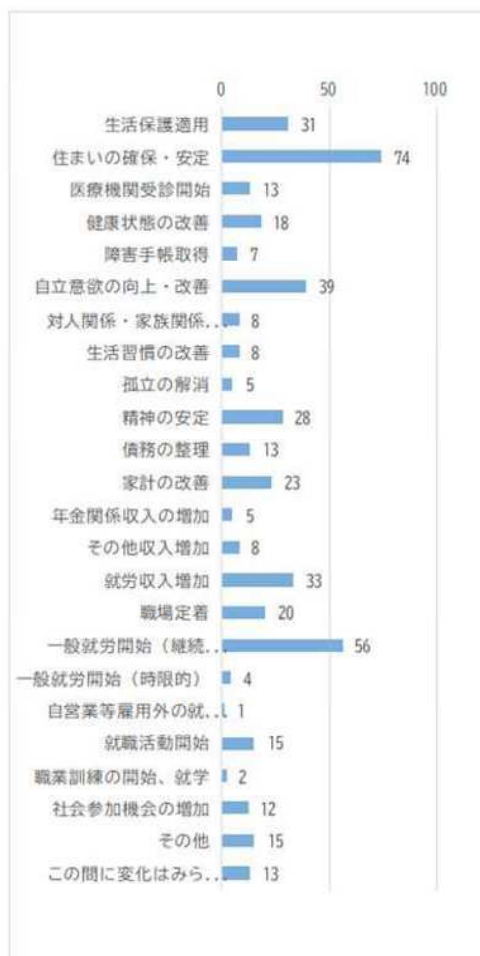
項目	件数	割合
病気	54	9%
けが	3	1%
障害（手帳有）	14	3%
障害（疑い）	5	1%
自死企図	2	0%
メンタルヘルスの課題（うつ・不眠・不安・依存症・適応障害など）	30	5%
住まい不安定	84	15%
ホームレス	2	0%
経済的困窮	173	30%
（多重・過重）債務	28	5%
家計管理の課題	22	4%
就職活動困難	34	6%
就職定着困難	7	1%
生活習慣の乱れ	9	2%
社会的孤立（ニート・ひきこもり等含む）	10	2%
家族関係・家族の問題	19	3%
介護	7	1%
子育て	9	2%
不登校	2	0%
ひとり親	8	1%
DV・虐待	4	1%
外国籍	6	1%
コミュニケーションが苦手	4	1%
本人の能力の課題（識字・言語・理解等）	6	1%
その他	32	6%
合計	574	100%



(エ) 評価時に見られた変化

評価件数は、終結が 151 件、再プランして継続は 47 件、合計 198 件でした。約 97%に評価時に変化が見られ、主な変化は、住まいの確保・安定、一般就労開始、就労収入増加、自立意欲の向上となっています。新型コロナウイルス感染症影響下における支援策(特例貸付・自立支援金等)が終了したことによる影響のためか、生活保護適用も増加しました。

項目	件数	割合
生活保護適用	31	7%
住まいの確保・安定	74	16%
医療機関受診開始	13	3%
健康状態の改善	18	4%
障害手帳取得	7	2%
自立意欲の向上・改善	39	9%
対人関係・家族関係の改善	8	2%
生活習慣の改善	8	2%
孤立の解消	5	1%
精神の安定	28	6%
債務の整理	13	3%
家計の改善	23	5%
年金関係収入の増加	5	1%
その他収入増加	8	2%
就労収入増加	33	7%
職場定着	20	4%
一般就労開始(継続的就労)	56	12%
一般就労開始(時限的)	4	1%
自営業等雇用外の就労開始	1	0%
就職活動開始	15	3%
職業訓練の開始、就学	2	0%
社会参加機会の増加	12	3%
その他	15	3%
この間に変化はみられなかった	13	3%
合計	451	100%



(オ) 全相談者に対する支援実績

令和4(2022)年度の支援実績は延べ9,687件となっております。面談回数が最も多くなっています。メールでの連絡も増加しています。また、訪問・同行支援が大幅に増加しました。これは新型コロナウイルス感染症影響下での相談件数が落ち着き、積極的に外に出かけられる職員体制が取れるようになったことが要因として考えられます。

項目	R4年度	R3年度
電話相談・連絡	2,807	4,060
訪問	74	36
同行支援	68	38
面談	3,359	4,287
所内会議	8	3
支援会議	9	7
支援調整会議（プラン策定）	234	63
支援調整会議（評価実施）	177	29
その他他機関との会議	13	21
他機関との電話照会・協議	179	65
その他（郵送・メール等）	2759	3,225
合計	9,687	11,834

イ 住居確保給付金

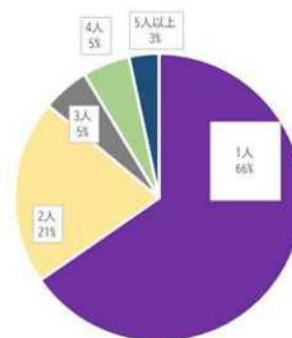
住居確保給付金の新規申請数は73件（令和3（2021）年度134件）、延長申請数45件（令和3（2021）年度96件）、再延長申請数は37件（令和3（2021）年度71件）、再支給申請数は53件（令和3（2021）年度136件）であった。

総数では前年度比48%となり半減した。申請者の属性は、前年度同様20～30歳代男性、単身者の割合が高かったが、飲食業のアルバイト・パートが減少し、自営業、フリーランスの割合が高くなった。

令和4年度住居確保給付金の支給男女比



令和4年度住居確保給付金の支給世帯人数





職業分類	新規申請
飲食業	2
芸術・芸能関係:音楽、TV・映画・舞台、写真等	5
生活関連サービス・娯楽業:理容・美容、クリーニング、スポーツ施設、カラオケ等	3
小売・卸売業:衣料品販売、コンビニ、新聞販売等	4
運輸業:タクシー・配送等	0
IT・広告・イベント関係	4
その他サービス業:警備・清掃等	4
金融・保険・不動産	1
建設業:土木工事、電気工事等	3
教育・研究	3
医療・福祉	1
製造業	0
宿泊業	0
その他	1
不明	0
合計	31

ウ 生活困窮者自立支援金（再支給）

申請者数は96件（令和3（2021）年度103件）、男性が70%、30～40歳代が最も多く、単身者が65%を占めている。職業分類では、芸術・芸能・音楽・映画等の自営業、フリーランスの割合が高かった。

エ 就労支援事業、就労準備支援事業

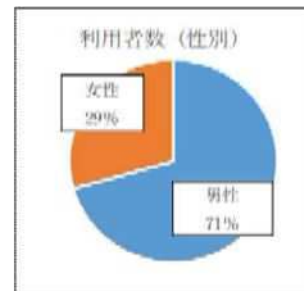
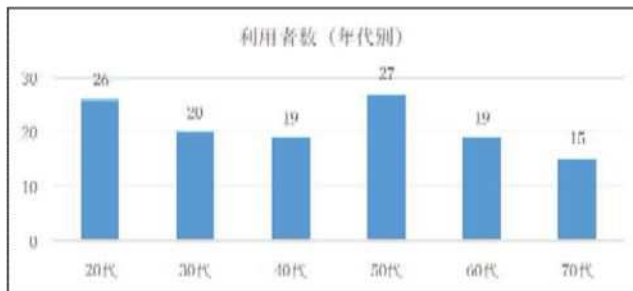
（ア）就労支援事業（令和4年度実績）

令和3（2021）年度の92人から126人へと大幅に増加した。

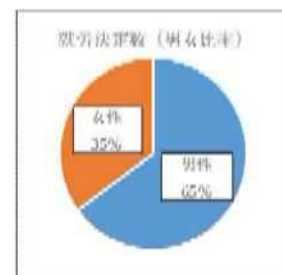
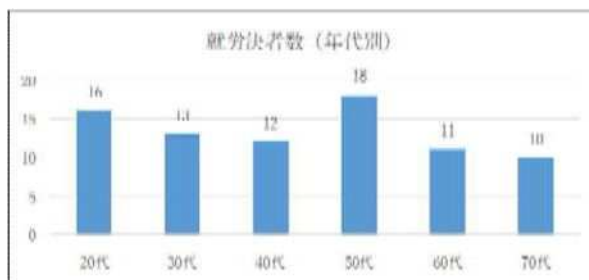
就労決定者数は48人から80人と1.67倍となり、そのうち常用就職決定者数は24人から42人と1.75倍となった。新型コロナウイルス感染症の影響が少なく、求職市場が回復する一方で、新型コロナウイルスに関する支援金等の制度も終わり、生活を維持するために必要となる収入を得られる仕事を求める利用者が増加しました。

精神疾患等の障がいや疾病を抱える方々への支援については、積極的に医療機関等の専門的な機関に繋がるように支援を行いました。その結果、短期間で離職してしまい、再度支援が必要となる対象者を減らすことができました。

①事業利用者数：126人

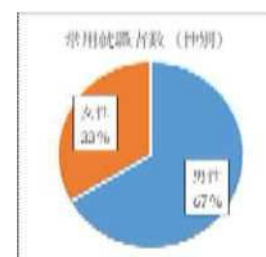
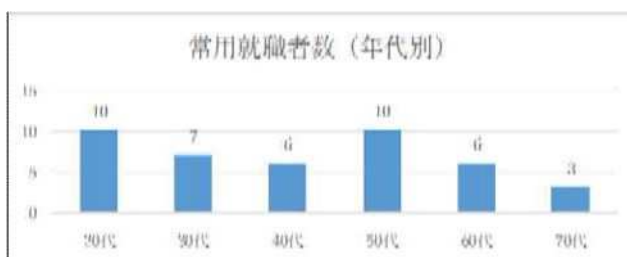


②就労決定者数：80人(就労決定率63%)



③常用就職者：42名(決定者中割合52%)

年代別における大幅な差は見られず、年代を問わず幅広く相談を受けています。また、就労決定者においても年代別での割合はほぼ同等です。ただ、シニア世代に該当する70歳代に関しては、常用就職者の占める割合が他の年代では50%前後であるのに対して、70歳代では30%と、常用就職が難しい傾向が顕著に表れていました。



④職種等

就労決定者の職種(全体80名 内常用就職者42名)								
職種	全体	常用就職	職種	全体	常用就職	職種	全体	常用就職
サービス業	13	4	介護	5	4	営業	3	3
清掃	11	2	販売	5	4	IT関連	2	2
事務	7	5	調理	4	0	出版	2	1
建設・建築	6	5	軽作業	4	1	資源回収	2	2
警備	6	3	運送・運搬	4	3	その他	6	3

⑤生活保護受給者等就労自立促進事業

利用者数：1人 プレ相談数：2人

※生活保護受給者等就労自立促進事業とは、福祉事務所や自立支援機関の就労支援員とハローワークの就職支援員がチームを組み、生活保護受給者や生活に困窮されている方などへきめ細やかな支援を行い、就労による自立を促進する事業をいいます。

※プレ相談とは、事業の利用が自身に適しているかを判断をしかねている利用者が、正式に利用を申し込む前に事業の内容や支援を体験する場として設けている利用方法をいいます。

⑥課題

生活保護受給者等就労自立促進事業利用者数が少なかった点です。

ハローワークのナビゲーターが月2回来庁し面談を行っていますが、検索機等の設備がなく、その場での情報提供等が難しいとの理由から、次回からはハローワーク府中への来所を求められています。交通費も往復で700円程度かかることもあり、事業を利用し難い状況が続いています。

さらに、ハローワークからは、相談者に就労意欲や求職活動におけるスキルも求められるため、該当する方も限られ、利用に至らない状況です。

(イ) 就労準備支援事業(令和4年度実績)

①講座実施回数：48回

②講座内容：散策、調理実習、ヨガ体操、PC講座、ボランティア作業、切手カフェ・折り紙サロン、クリスマス会、こまエール講座(アンガーマネージメント、マインドフルネス、エゴグラム診断等・職員が講師)

③参加者数：10人(延157人)

オ 子どもの学習・生活支援事業(令和4年度実績)

(ア) 子どもの状況

①実施世帯・世帯種別

(世帯)

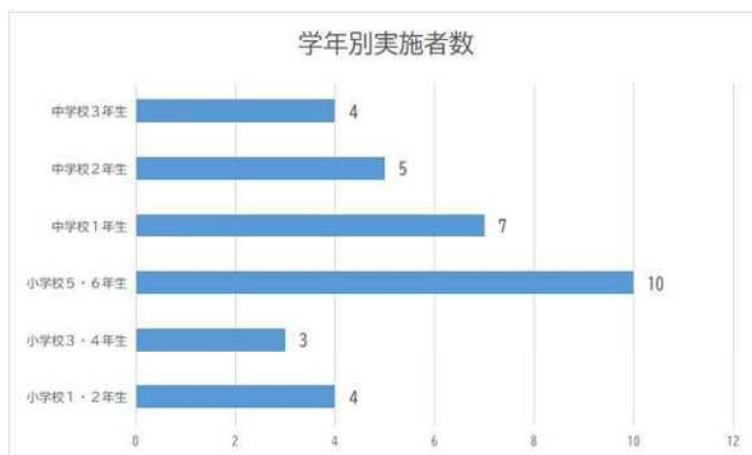
生活保護世帯数	生活困窮者世帯数	ひとり親世帯数	実施世帯
3	9	17	29

②実施者数・男女別

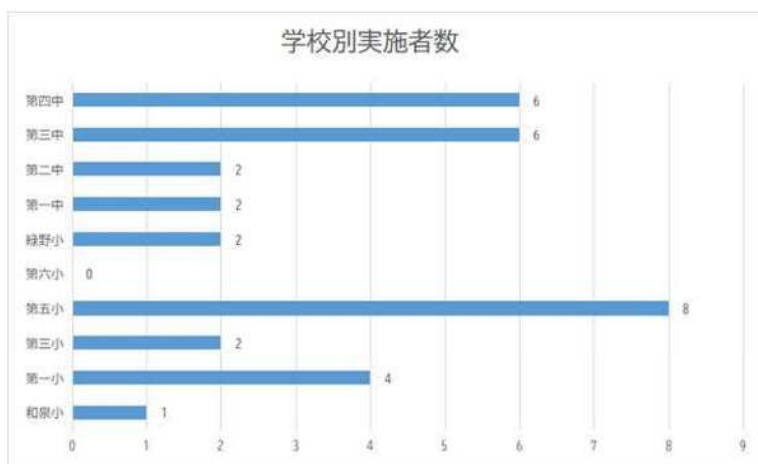
(人)

男性	女性	実施者
19	14	33

③学年別



④学校別



(イ) ボランティアの状況

①登録者（実働者）数（男女別）

(人)

男性	女性	登録者（実働者）
34(24)	33(30)	67(54)

②実働者数（大学生社会人別）

大学生	社会人	実働者
20	33	54

(ウ) 課題

①ボランティアの研修

学習支援では、特別支援学級に通う子どもも少なくないです。そのためか、ボランティアから発達障がいなどについて事前に知識が欲しいとのの声がありました。今後はボランティアに向けて情報提供を行い、可能な限り研修の場を設けていきたいです。

②訪問型学習支援の再開

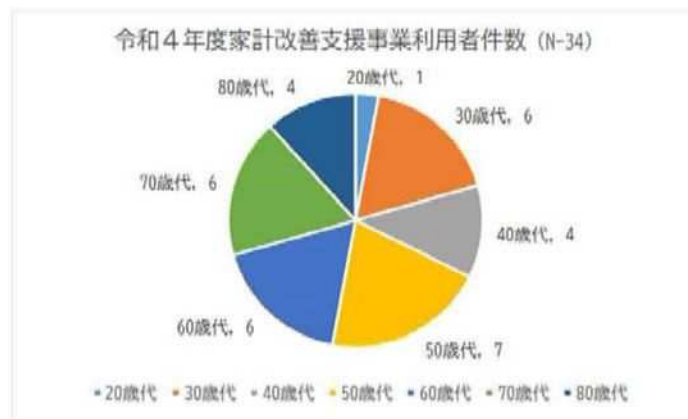
長期間通所できていない子どもや不登校、登校渋りの子どもなどが増加しており、訪問型学習支援の必要性が高まっています。新型コロナウイルス5類への変更に伴い訪問型学習支援が再開されることとなり、現在、実施に向けて準備中です。

③関係機関への周知と連携

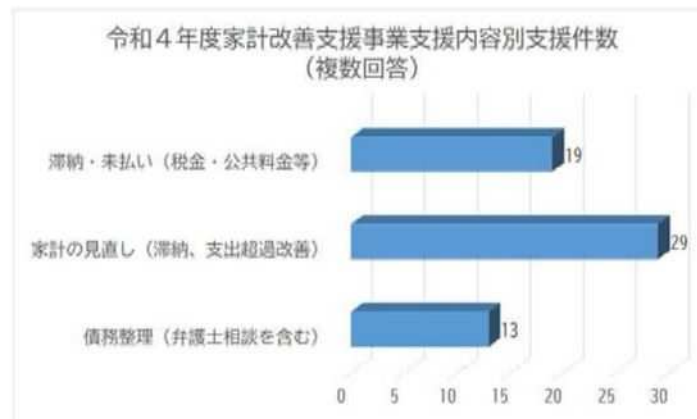
本来であれば学習支援の対象とならない子どもが紹介されるという事例が見られました。関係機関に学習支援事業が生活困窮者自立支援法に基づく事業であるということを周知して、連携していきます。

カ 家計改善支援事業（令和4年度実績）

①利用実績：34件



②支援内容



キ アウトリーチ支援事業（令和4年度実績）

今年度は未だ新型コロナウイルス感染症の影響があり訪問を控える傾向があったこと、新型コロナウイルス感染症に関わる対応により、件数は少なめでしたが、9月頃から件数も増加しました。

前半は、主に単身者に対する状況確認等スポットでの対応が多かったですが、後半は、ひきこもりを始めとする継続しての対応や、ごみ屋敷の清掃や家族単位で構成員それぞれの個別の対応を関係機関と連携して行う等のより高度な対応を必要とするケースが増加傾向にあります。

（ア）訪問

訪問は、自宅での面談、部屋の片づけ等現地での作業を目的とした比較的に長時間での対応が必要となる傾向です。

①訪問回数（場所別） （回）

自宅	その他	訪問回数
71	2	73

②支援回数（支援内容別） （回）

状況確認	室内清掃	面談	支援回数
61	6	6	73

（イ）同行支援

同行支援は、病院受診、債務整理、不動産、生活必需品の買い物同行等、状況に応じた多種多様の支援をしました。年金、保険、税金を中心とするその他の制度やサービスの手続支援による庁内同行支援が需要も高く急増しています。

同行支援回数（場所別） （回）

病院	法律事務所等	年金事務所	店舗	金融機関	不動産店等	就労関係	その他	同行回数
9	3	3	7	2	3	4	5	36

（ウ）時間外対応

時間外対応については、支援により常用就職が決定した利用者がその後も食料支援や就労の定着支援のために訪れることや、その他、生活上の問題などで対応を行うケースが増加しています。

支援回数（支援内容別） （回）

食料支援	相談(自立)	相談(学習)	相談(就労)	その他	支援回数
58	4	3	2	0	67

ク 社会資源の活用

（ア）食料支援

フードバンク狛江による月曜日、木曜日の週2回の支援を活用し、緊急時の食料支援を実施しました。114世帯に対して延べ1,207回の支援を行いました。実

利用者数は前年度とほぼ同数ですが、食料支援の実施件数は前年度比約70%に減少し、1世帯に約11回（前年度約14回）の食料支援を実施しました。

(イ) 就労支援・就労準備支援

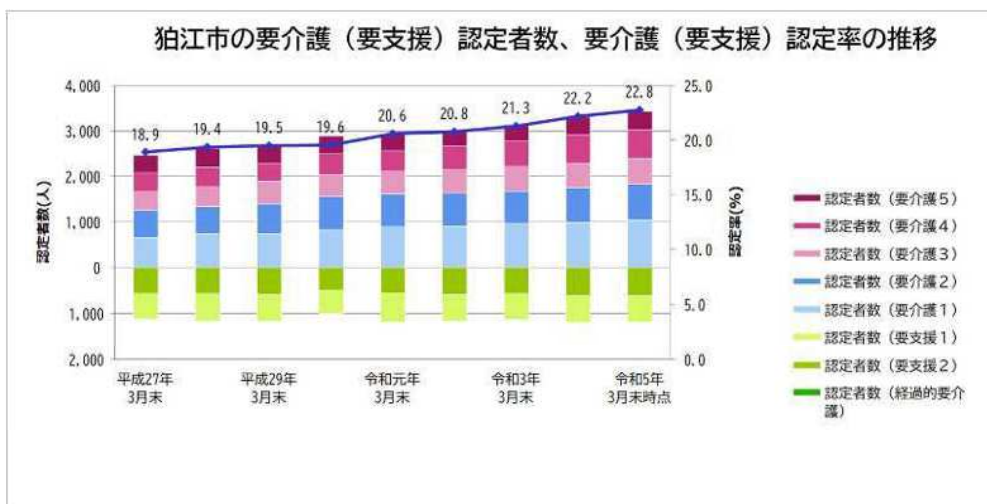
就労支援として、地域の事業者や法人等との連携は拡大してきています。就労準備支援では、地域の関係機関と連携したボランティア等の活動が少しずつ再開できました。

(2) 高齢者

ア 要支援・要介護認定者

令和5年3月末時点で、狛江市の要介護・要支援認定者数は、4,612人となっています。第8期介護保険事業計画では、4,730人と推計しており、推計値より118人少ない実績値となっています。

令和5年3月末時点での認定率は、22.8%となっており、東京都の認定率より2.6ポイント、全国の認定率より3.8ポイント高くなっております。



出典：地域包括ケア「見える化」システムより作成（各年3月末時点）

	平成27年 3月末	平成28年 3月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末	令和元年 3月末	令和2年 3月末	令和3年 3月末	令和4年 3月末時点	令和5年 3月末時点
認定者数	(人)	3,592	3,775	3,843	3,902	4,116	4,186	4,287	4,502
認定者数（要支援1）	(人)	559	592	581	515	634	575	583	569
認定者数（要支援2）	(人)	566	566	581	486	546	587	559	611
認定者数（経過的要介護）	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
認定者数（要介護1）	(人)	660	736	737	839	897	912	967	1,045
認定者数（要介護2）	(人)	604	609	665	713	718	729	729	794
認定者数（要介護3）	(人)	405	422	487	478	494	501	530	560
認定者数（要介護4）	(人)	413	438	409	463	457	518	559	637
認定者数（要介護5）	(人)	385	412	383	408	370	364	369	399
認定率	(%)	18.9	19.4	19.5	19.6	20.6	20.8	21.3	22.2
認定率（東京都）	(%)	18.0	18.1	18.3	18.7	19.1	19.4	19.6	20.2
認定率（全国）	(%)	17.9	17.9	18.0	18.0	18.3	18.4	18.7	18.9

（出典）平成26年度から令和2年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和3年度から令和4年度：「介護保険事業状況報告（3月報）」

イ 認知症高齢者

令和4(2022)年度末現在、狛江市の認知症高齢者数は、2,352人(前回データ引用及び自立を除く。)となっております。狛江市の高齢者人口の11.7%に当たります。

なお、日常生活自立度につきましては、新型コロナウイルス感染症下での特例により前回データをそのまま引用された方が2,184人いらっしゃいます。そのうちI以上の方が約1,492人程度いるものと推計されます。

前回データ引用を含めた認知症高齢者数は、約3,844人と推計されます。令和31(2019)年末現在の3,658人から186人増加しております。

認知症高齢者の日常生活自立度(第1号及び第2号被保険者、日常生活圏域別)

	令和5年 3月末	あいとぴあエリア		こまえ苑エリア		こまえ正吉苑エリア		
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	
前回データ引用	2,184	611	28%	677	31%	896	41%	
自立	745	218	29%	222	30%	305	41%	
I	580	174	30%	182	31%	224	39%	
II	II a	320	92	29%	94	29%	134	42%
	II b	490	126	26%	169	34%	195	40%
III	III a	476	133	28%	148	31%	195	41%
	III b	177	52	29%	60	34%	65	37%
IV	267	78	29%	81	30%	108	40%	
M	42	12	29%	15	36%	15	36%	
計	5,281	1,496	28%	1,648	31%	2,137	40%	

※令和4(2022)年度末現在

※令和4(2022)年度末現在の高齢者人口は、20,041人

※非該当認定者数を含み、前回データ引用者及び住所地特例者は含まない。

※前回データ引用者とは、●●

ウ 地域ケア会議からの課題抽出

地域ケア会議は、地域における包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を効果的に実施するために、介護保険法第115条の48第1項の規定に基づき設置される会議です。

「あいとぴあレインボープラン」の改定に向け、地域ケア会議の議論から抽出した地域課題(令和3・4年度分)です。

(ア) 相談支援

a 権利擁護

(a) 意思決定支援の充実が必要

(b) 意思決定支援に困ったときに相談できるような第三者機関があるとよ

い。

- (c) 成年後見制度につなぐまでのサポート体制の充実が必要
- (d) 必要な人が成年後見制度につながるよう、分かりやすい情報発信、普及啓発が必要

b 孤立・孤独対策

- (a) 高齢になって転居してきた人への支援の充実が必要
- (b) 配偶者と死別した人への支援の充実が必要
- (c) 地域とのつながりを感じられるようオンライン、動画配信を活用する方法もある。

(イ) 地域づくり

a 見守り・支え合いの地域づくり

- (a) 公的サービスにつながる前の段階の人に対し、地域での緩やかな見守り体制の整備が必要
- (b) 高齢、障がい者世帯に対する地域の緩やかな見守り体制の整備が必要
- (c) 他者の介入を拒否する世帯に対し、地域と専門機関の見守りにおける連携体制をつくる必要がある
- (d) 家族のみでは対応が難しい認知症・高次脳機能障害のある方への地域の応援の仕組みづくりが必要
- (e) 一声かけることで在宅を継続できる人がおり、「ちょこっと支援」があるとよい。
- (f) 近隣住民への暴言、問題行動がみられる場合の対応について検討していく必要がある
- (g) 障がい者との共生に向けた地域づくりが必要

b 認知症の人への支援

- (a) 認知症の自覚がない人を支援するために支援者が個別に持つ社会資源の情報、知恵や工夫、対応策を継承できる体制づくりが必要
例) 専門医への受診同行、ゴミ屋敷の片付け、長年入浴していない人の入浴支援等
- (b) 家族、銀行、消費生活支援センター等と連携し、認知症の人の金銭管理、消費者被害防止における見守り体制の構築ができるとよい。
- (c) 金銭管理における支援の充実が必要
- (d) 認知症の人が集える場が少なく、またそこまでの移手段がない。
- (e) 若年性認知症、前期高齢者の人が人とつながる場所、活躍できる場所が不足している。
- (f) 地域住民、介護事業所、店舗、交通機関、警察等が一体となって、認知症の人の1人歩きを見守る体制の整備が必要

- (g) 認知症が進行した人の趣味の活動に同行してくれるような支援があるとよい。
- (h) 認知症を起因とする公共機関とのトラブル対応の充実が必要
- (i) 不安の強い認知症の人が利用できるサービスが少ない。
- (j) 認知介護に対しての支援の充実が必要
- (k) コロナ禍で閉鎖した認知症カフェを再開していくことが必要
- (l) 認知症の多様な症状に柔軟に対応できる受皿の整備が必要

c 地域の居場所

- (a) 軽度の障がい者や若年性認知症の人が緩くつながることのできる通いの場の整備が必要
- (b) 多世代が幅広い興味でつながることのできる居場所があるとよい。
- (c) 希薄となった近隣との付き合いに変わる新たな交流の場の整備が必要
- (d) 失語症の人が同じ悩みを抱えた人と交流できる場が必要

(ウ) 生活支援

a 生活困窮者への支援

- (a) 生活困窮にある人の施設入所を支援する方法の検討が必要
- (b) 生活保護にはならないが、収入が低い人への支援体制の整備が必要
- (c) 経済的な理由でサービスを利用できない、増やせない人の支援が必要
- (d) 生活困窮者を対象にした相談会等の開催、その周知徹底が必要

b 身元保証・死後事務保証

身寄りがない人の支援の充実が必要

c 生活支援サービスの充実

(a) 移動支援・買物支援について

- ①通院、通いの場への移動等に気軽に利用できる移動手段があるとよい。
- ②高齢者がスムーズに外出できる仕組みが必要
- ③買物困難者への買物支援の充実が必要

(b) インフォーマルサービス全般について

- ①公的サービスとインフォーマルサービスをうまく組み合わせることができるとよい。
- ②急な受診同行、嗜好品の購入、楽しみの活動やレジャーへの外出同行等に対応できるサービスがあるとよい。

d 介護予防・フレイル予防の推進

- (a) 徒歩圏内で運動できる場所の確保が必要
- (b) コロナの影響で高齢者の心身機能の低下、うつ病の進行がみられ、その対策が必要
- (c) 感染への恐怖から今もなお外出を自粛している人がおり、その対策が必

要

- (d) 地域全体で、運動のみではなく栄養、オーラルフレイルについて学ぶ機会をつくっていくことが必要
- (e) 集合方式ではない方法を活用する場合の運動習慣の定着化に向けた工夫が必要

e 介護者支援

- (a) 遠距離介護、就労、育児とのダブルケア等を行う親族に対しての支援の充実が必要
- (b) 市域を超えて、ダブルケアを行う人や若年性認知症の人の介護者等が同じ立場や境遇の人と交流する機会を確保していくことが必要
- (c) 遠距離介護や就労で多忙な家族の負担軽減を図るためのきめ細やかな支援が必要
例) 帰宅できなくなった認知症高齢者の迎え、自宅訪問によるちょっとした対応等
- (d) 介護者に障害がある場合の支援体制の充実が必要
- (e) 本人の言動により家族が距離を置かないように、病状や対応方法の助言等を行っていくことが必要
- (f) 現役世代、男性介護者、若者が気軽に相談できる窓口が必要
- (g) 在宅療養中の栄養について相談できる体制の整備が必要
- (h) 介護離職防止に向けた支援が必要
- (i) 多問題の家族を抱える介護者の心身の負担軽減策を充実させていくことが必要
- (j) ヤングケアラーへの支援が必要
- (k) 介護者、支援者間で定期的な安否確認が必要な場合の報告の仕組みづくりが必要

f 住まいの確保

多様な住まいについて知ることができるよう支援することが必要

g 担い手の育成・支援

- (a) サロンや老人クラブ等の担い手が高齢化しており、活動継続に向けた支援が必要
- (b) 活動を支える新たな担い手の発掘、活動の立ち上げ支援や伴走支援の体制整備が必要

(工) 多機関で協働して支援に当たる体制の整備

a 分野横断・制度の狭間

- (a) 介護・障がいサービスの併用、移行

①介護と障害の支援者が双方の制度を理解し、役割分担、連携を行っていく

ことが必要

- ②高齢・障がいの支援者が共に学べる機会が必要
- ③関係機関が情報共有できる仕組みが必要。
- ④障がい福祉サービスから介護保険サービスへ移行する「65歳の壁」の問題に対し、移行がスムーズに行えるよう調整し、支援できる仕組みが必要
- ⑤障がい福祉サービスと介護保険サービスを合わせた移動支援の仕組みが必要
- ⑥支援が長期化することに備えた連携ツールの活用が必要

(b) 8050 問題

- ①高齢の親世代への支援を通し、障害が疑われる子供世代を発見した場合のつなぎ先の整備が必要
- ②高齢の親世代と障害を持った子世代への支援体制を充実させていくことが必要
- ③親亡き後の障害を抱えた子供世代の孤立を防ぐための対策が必要
- ④認知症の親と精神障害を抱えた子の世帯を、医療・介護サービスにつなげるまでの支援の充実が必要

b 制度の狭間

- (a) 制度・世代の狭間の問題への対応が必要。
- (b) フォーマル制度の対象外になった場合の支援体制を整えることが必要

c ダブルケア

相談先の一元化等高齢と障害等分野を超えたダブルケアを行う人に対する支援体制の充実が必要

d 精神疾患を抱えた人への支援

- (a) 精神疾患の治療を中断した人を早期に把握し、支援する仕組みが必要
- (b) 精神疾患のある子供世代の相談窓口、支援体制の明確化が必要

(オ) その他

a 介護保険サービスの充実

- (a) 夜間の介護資源が少なく、その整備が必要
- (b) 訪問介護サービスの空きがなく、その整備が必要
- (c) 吸引等の医療処置に対応できる訪問介護事業所が少なく、その整備が必要
- (d) 小規模多機能型居宅介護が機能していない現状があり、その対策が必要
- (e) 理解力が低下した人の利用支援の充実が必要

b デジタル弱者への対応

- (a) デジタル化の推進に対応し、高齢者のデジタルデバイド解消に向けた支援が必要

- (b) デジタルに強い育休中の人や学生を担い手とした支援体制を整備することが必要
 - (c) 身近にデジタル機器の操作方法等を相談できる場所の確保が必要
 - (d) スローショッピング等商店等にデジタル弱者支援について啓発していくことが必要
 - (e) デジタル弱者向けアナログ情報を継続して発信していくことが必要
- c ペット飼育支援
- (a) ペットを飼育することが困難になったケースの支援体制の整備が必要
 - (b) 緊急時のペットの預かり先があるとよい。
- d 高次脳機能障害・難病への対策
- (a) 高次脳機能障害の人が受けられる支援やリハビリサービスの充実が必要
 - (b) 高次脳機能障害を持つ人を支援する支援者の相談窓口があるとよい。
 - (c) 難病等で症状の進行が早い場合に在宅での受入れが困難であり、その対策が必要

(3) 障がい者

ア 身体障がい者（児）

身体障がい者（児）は減少しています。障がい部位別では肢体不自由障害の方が減少しています。障がい等級別では1級の方が減少しています。



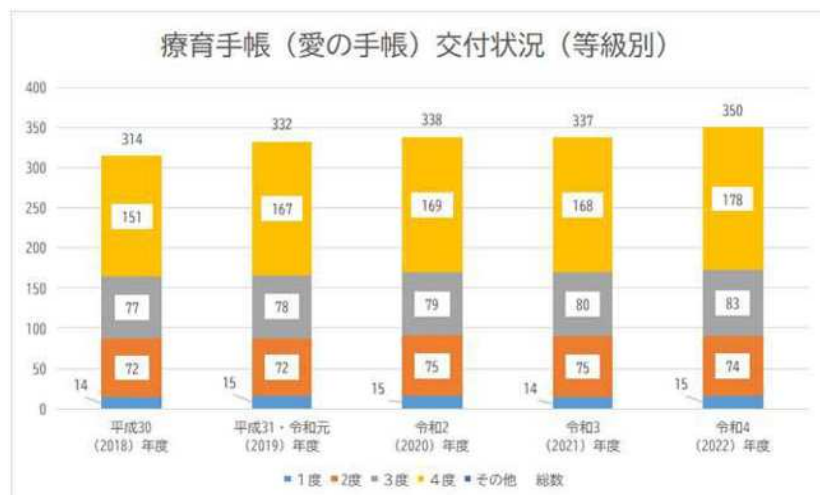


※各年度末現在

出典：令和4年度 主要な施策の成果説明 決算資料（調整中）

イ 知的障がい者

知的障がい者は増加傾向です。等級別では4度の方が増加傾向となっております。



※各年度末現在

出典：令和4年度 主要な施策の成果説明 決算資料（調整中）

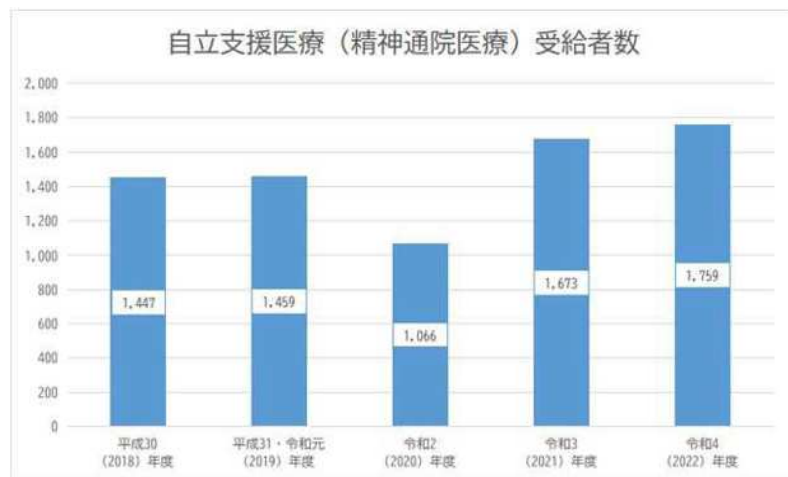
ウ 精神障がい者

精神障がい者が令和3(2021)年度に前年度比で23.6%増加しております。令和4(2022)年度も増加傾向は続いています。等級別では令和3(2021)年度に2級の方が前年度比で25.0%、3級の方が前年度比で20.0%増加しており、令和4年度(2022)も同様の増加傾向は続いています。自立支援医療（精神通院医療）受給者数についても令和3(2021)年度に前年度比で56.9%増加しております。



※各年度末現在

出典：令和4年度 主要な施策の成果説明 決算資料（調整中）



※各年度末現在

出典：統計こまめ 令和4年度版（調整中）

工 難病患者

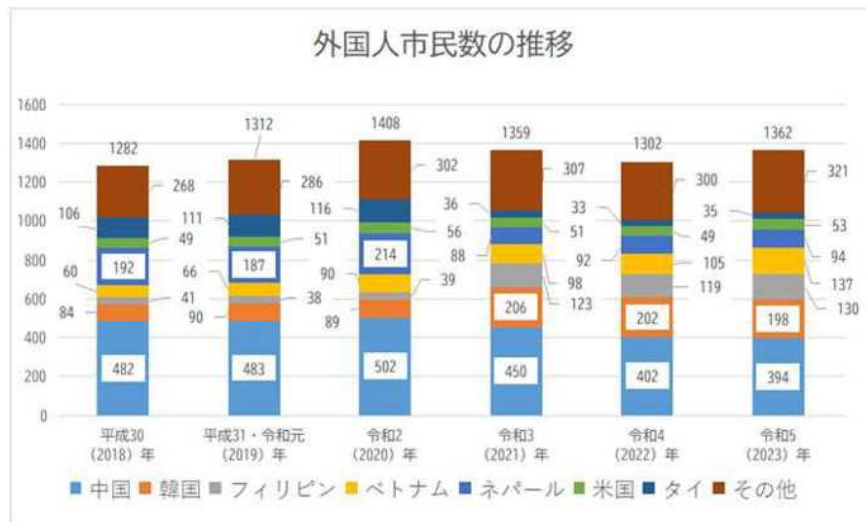
東京都難病医療費助成制度に基づく特定医療費（指定難病）受給者証及びマル都医療券所持者数（現在数値調整中）

※各年度末現在

出典：統計こまめ 令和4年度版（調整中）

(4) 外国人

外国人は新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3(2021)年、令和4(2022)年は減少しましたが、令和5(2023)年から増加に転じております。令和5(2023)年はベトナム人が前年比で30%増加しております。



出典：東京都総務局統計部 区市町村別国籍・地域別外国人人口（上位10か国・地域）

3 地域活動団体ごとの現状

(1) 町会・自治会

町会・自治会の加入率は減少傾向ですが、令和4（2022）年の加入世帯数は微増しています。

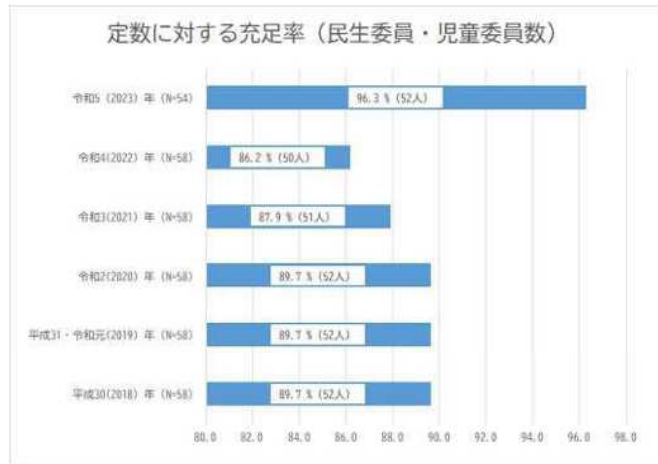


※各年4月1日現在

(2) 民生委員・児童委員協議会

ア 充足率・数

民生委員・児童委員協議会の民生委員・児童委員の充足率及び民生委員児童委員数は、令和4年12月の一斉改選に伴い、定数を見直したこと及び欠員を補充したことに伴い、令和5（2023）年4月1日現在、96.3%、52人となっております。

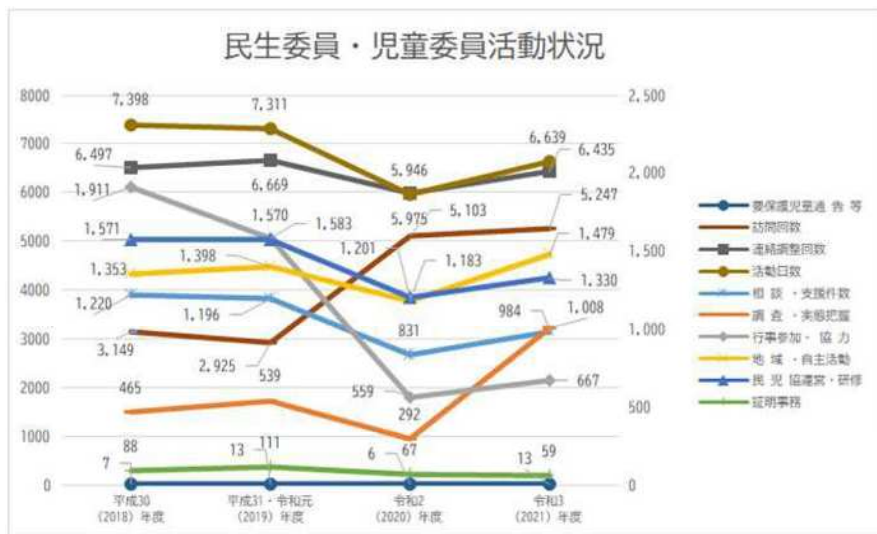


※各年4月1日現在

イ 活動状況

民生委員・児童委員の活動日数は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2（2022）年度に減少しておりますが、次年度は徐々に回復しております。

新型コロナウイルス感染症の影響下においても、活動方法を工夫し、令和3年度の訪問回数は、前年度比で104.2%増加しております。



※各年度末現在

出典：各年度 福祉・衛生 統計年報（東京都福祉保健局）

(3) 老人クラブ

老人クラブは、令和4(2022)年度に1団体減少し、会員数は減少し続けております。



※各年度末現在

出典：統計こまえ 令和4年度版（調整中）

(4) NPO 法人

東京都のNPO法人ポータルサイトによれば、市内に主たる事務所を置くNPO法人は、41法人となっております。そのうち、保健・医療・福祉を活動内容とするNPO法人は、22法人となっております。

(5) シルバー人材センター

会員数及び就業実人員（請負）は増加しており、就業実人員（派遣）も増加傾向ですが、就業率（請負）は減少傾向、就業率（派遣）は減少しています。



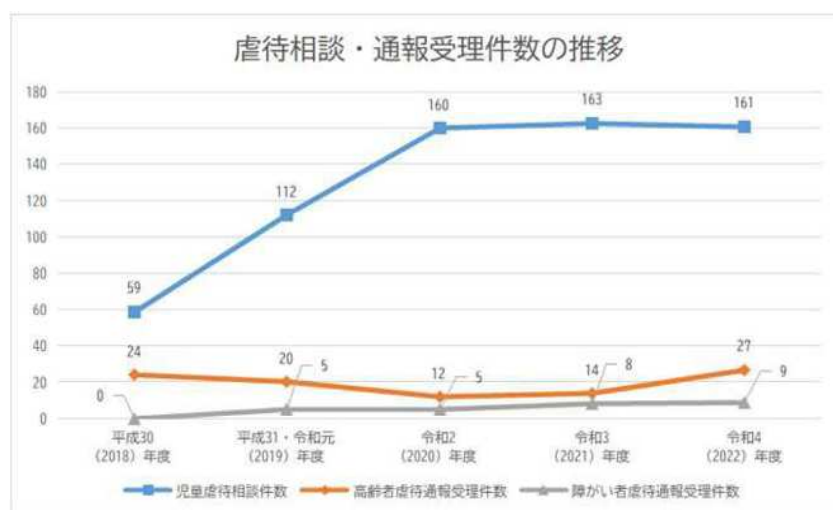
4 権利擁護支援の現状

(1) 虐待

児童虐待については、平成31・令和元(2019)年度は前年度比89.8%、令和2(2020)年度は前年度比42.9%増加し、令和3(2021)年度以降も高止まりの傾向が続いています。

高齢者虐待については、令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度に減少しましたが、令和4(2022)年度は増加に転じています。

障がい者虐待については、増加し続けております。



高齢者	通報受理件数	虐待認定	虐待非認定	認定に至らず
令和2(2020)年度	12	6	2	4
令和3(2021)年度	14	8	5	1
令和4(2022)年度	27	22	2	3

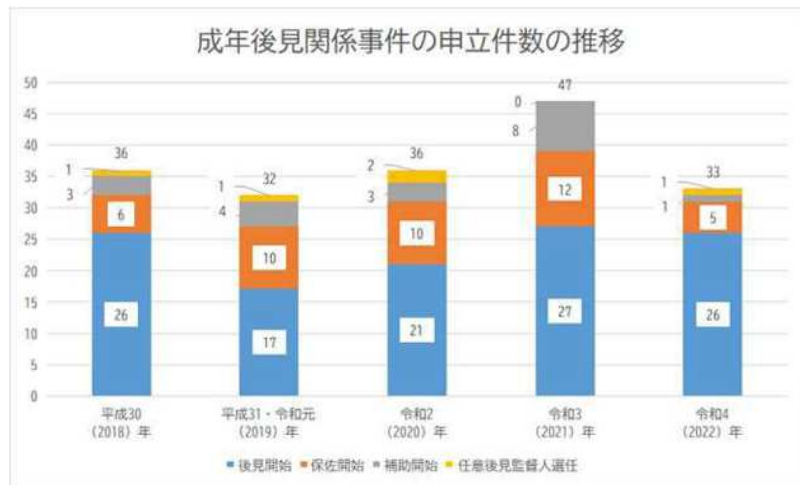
障がい者	通報受理件数	虐待認定	虐待非認定	認定に至らず
令和2(2020)年度	5	5	0	0
令和3(2021)年度	8	8	0	0
令和4(2022)年度	9	9	0	0

※各年度末現在

(2) 成年後見制度

ア 申立件数

成年後見関係事件の申立件数は、年度毎の増減がありますが、後見開始の申立件数がいずれの年も最も多くなっております。



※各年末現在

出典：成年後見関係事件の申立件数（各年・区市町村別）家庭裁判所

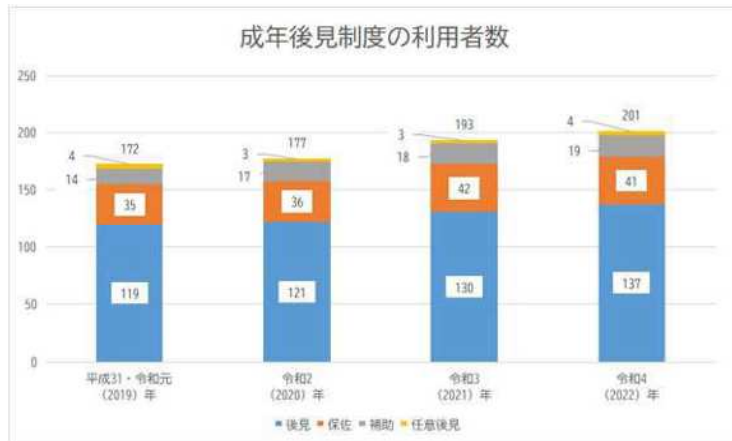
イ 市長申立件数

市長申立の件数は、増加傾向にあり、令和3年度には22件となっております。特に本人が高齢者の場合の市長申立の件数が増加しております。



ウ 利用者数

成年後見制度の利用者数は増加しています。特に後見類型は、平成31・令和元(2019)年末比で令和4年度末は15.1%増加しています。

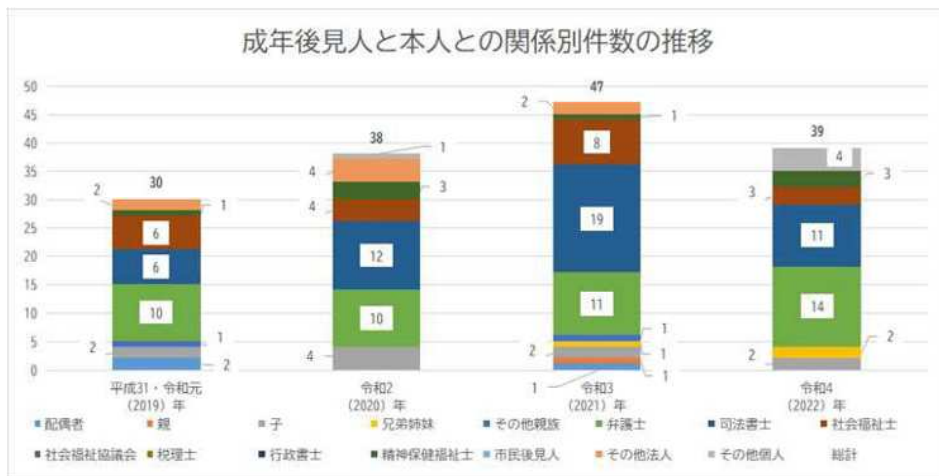


※各年末現在

出典：区市町村別成年後見制度の利用者数（各年・区市町村別）家庭裁判所

工 成年後見人と本人との関係

成年後見人は弁護士、司法書士、社会福祉士及び精神保健福祉士の専門職を中心に選任されています。その他、配偶者、親、子、兄弟姉妹等の親族や法人の選任もあります。



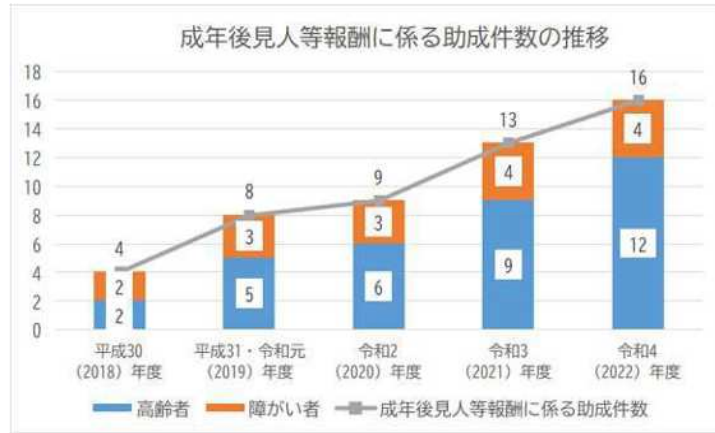
年/関係	配偶者	親	子	兄弟姉妹	その他親族	弁護士	司法書士	社会福祉士	社会福祉協議会	税理士	行政書士	精神保健福祉士	市民後見人	その他法人	その他個人	総計	
平成31・令和元(2019)年	2		2		1	10	6	6					1		2	30	
令和2(2020)年			4			10	12	4					3		4	1	38
令和3(2021)年	1	1	2	1	1	11	19	8					1		2		47
令和4(2022)年			2	2		14	11	3					3			4	39

出典：区市町村別成年後見人等と本人との関係別件数（各年・区市町村別）家庭裁判所

才 成年後見人等報酬に係る助成件数

成年後見人等の報酬に係る助成件数は増加しております。特に被後見人が高齢者の場

合の報酬助成が増加しております。



5 住まいの現状

(1) 住居の現状

世帯数の増加に伴い、持ち家及び民間借家が増加しています。公営住宅は減少しています。



※各年 10月1日現在

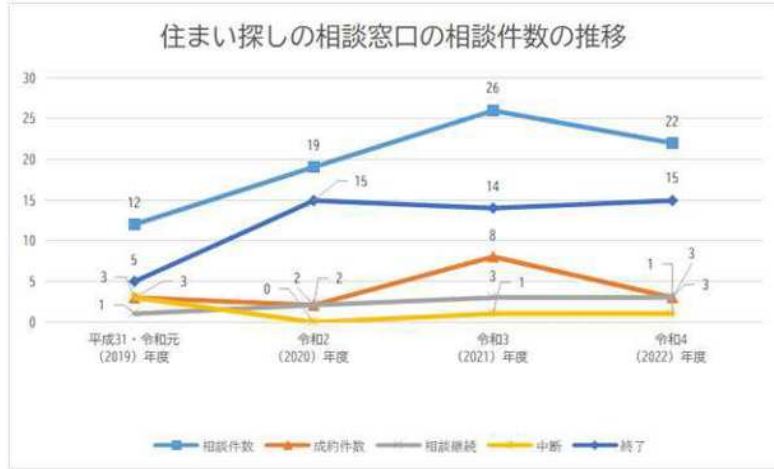
出典：各年国勢調査

(2) 住まい探しの相談窓口事業の実施状況

相談件数は、令和3（2021）年度まで増加していましたが、令和4（2022）年度に減少しました。成約件数は令和3（2021）年度の8件が最大となっております。

相談者の年齢は、63.6%が70歳以上の高齢者となっております。
 相談者の世帯収入は、年金のみの方が72.7%となっております。
 相談者の72.7%が単身での入居希望となっております。

相談者の 63.6%の世帯が月収 20 万円未満の世帯となっております。



※各年度末現在



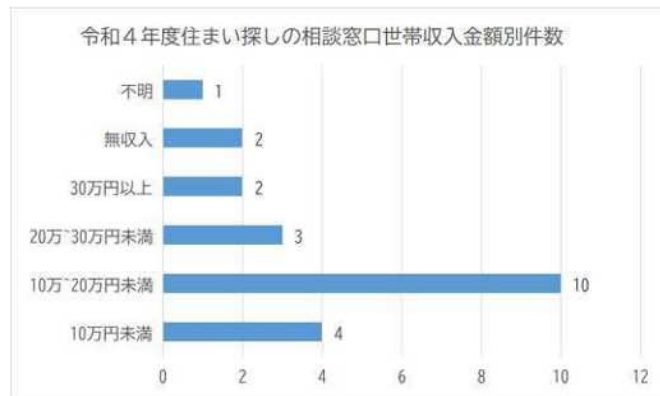
※令和4 (2022) 年度末現在



※令和4 (2022) 年度末現在



※令和4（2022）年度末現在



※令和4（2022）年度末現在

6 地域づくりの現状

(1) コミュニティソーシャルワーカー

平成30（2018）年度にあいとぴあエリアに令和2（2020）年度にこまえ苑エリアに、令和4（2022）年度こまえ正吉苑エリアにコミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）を1人ずつ配置し、地域づくりを行いました。

いずれの年度も個別支援及び地域支援の相談・支援人数及び相談・支援延回数が増加していますが、特に令和3（2021）年度の地域支援の支援延回数が前年度比344.2%増加しています。

内容別の相談延回数は、いずれの年度も障がい（精神）及びひきこもりの回数が増えています。

相談内容としては、不登校、生活困窮、依存症に関する相談が増えています。相談者数としては、障がい（精神）、障がい（発達）、ひきこもり、不登校、居

場所、生活困窮に関する相談者が増加しています。

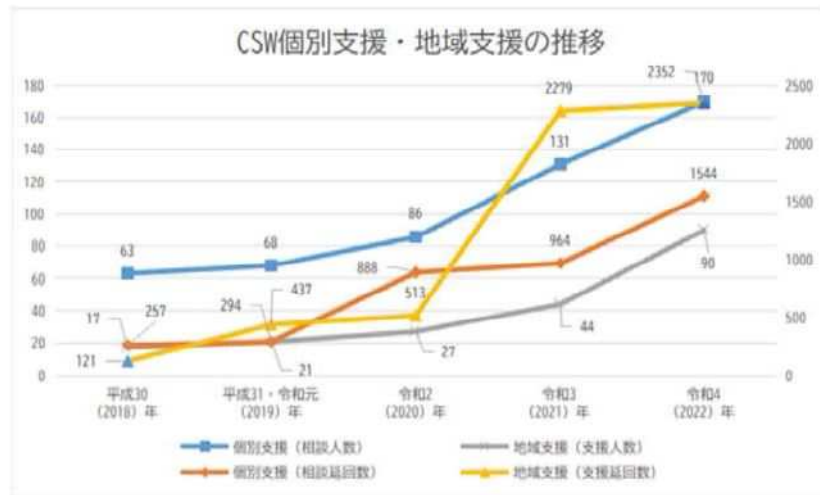
令和4年度の相談者1人あたりの相談回数の平均は、相談内容別で依存症が54.5回、ひきこもりが21.3回、生活困窮が11.5回、居場所が8.4回、障がい（精神）が8.2回となっており、これらの相談内容については、伴走型支援が求められています。

関係機関との連携については、相談内容に応じて保健所、障がい者支援事業、子ども支援機関（SSWを含む。）が増加しています。

ア 配置

配置エリア	あいとぴあエリア	こまえ苑エリア	こまえ正吉苑エリア
配置年度	平成30年度	令和2年度	令和4年度

イ 個別支援・地域支援件数



出典：各年度 事業報告書（社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会）

ウ 個別支援・地域支援の内容

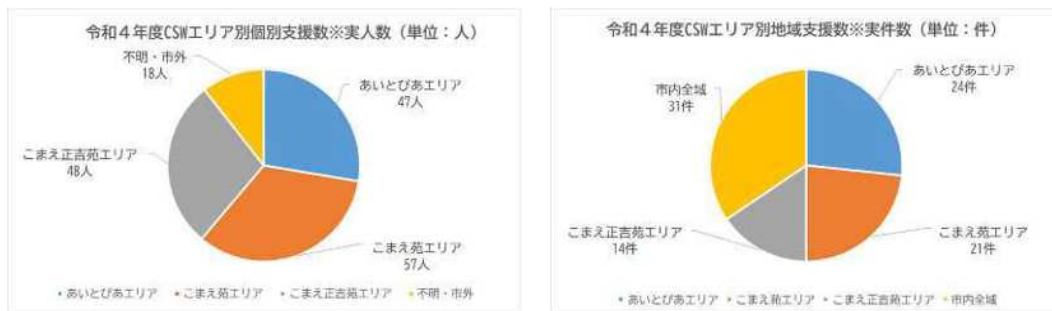
CSW 個別支援相談延回数（内容別）の推移

	高齢（介護相談）	若齢者（介護保険除外）	障がい（身体）	障がい（精神）	障がい（発達）	障がい（知的）	ひきこもり	不登校	子ども・未成年	非行	居場所	近隣トラブル	生活困窮	医療	依存症	DV	ごみ屋敷	自殺	虐待	ホームレス	外回種	虐待・ポランディア	その他
平成30 (2018) 年度	34	23	0	77	0	3	43	0	0	0	13	8	11	5	0	9	2	3	1	5	0	0	20
平成31・令和元 (2019) 年度	52	8	0	43	3	3	104	6	0	0	23	5	2	6	0	3	1	1	7	2	0	0	25
令和2 (2020) 年度	43	27	0	34	3	65	448	49	0	0	1	25	44		0	3	13	1	12	1	6	0	113
令和3 (2021) 年度	37	106	3	173	0	33	175	118	0	0	23	42	20	29	10	4	9	0	9	0	1	0	172
令和4 (2022) 年度	61	186	9	147	33	1	425	41	19	2	151	38	115	7	169	0	0	1	7	0	11	57	124

CSW 個別支援相談者数（内容別）の推移

	高齢者(介護保険)	高齢者(介護保険以外)	障がい(身体)	障がい(精神)	障がい(発達)	障がい(知的)	ひきこもり	不登校	子ども・未成年	非行	居場所	近隣トラブル	生活困窮	医療	依存症	DV	ごみ屋敷	自殺	虐待	ホームレス	外国籍	虐待・ポランディア	その他
平成30(2018)年	11	6	0	8	0	2	7	0	0	0	4	4	3	3	0	3	2	1	1	1	0	0	7
平成31・令和元(2019)年	12	6	0	7	1	2	12	4	0	0	6	1	1	2	0	1	1	1	2	1	0	0	8
令和2(2020)年	9	7	0	9	1	3	9	5	0	0	1	4	6	0	0	2	2	1	2	1	3	0	21
令和3(2021)年	20	26	1	15	0	11	17	11	0	0	0	10	9	4	2	1	2	0	4	0	1	0	23
令和4(2022)年	29	39	5	18	10	1	20	12	3	1	18	6	10	3	2	0	0	1	2	0	3	9	18

工 日常生活圏域別個別支援・地域支援件数



出典：令和4年度 事業報告書（社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会）

オ 連携先関係機関

CSW 連携先関係機関の推移

	市	学校関係機関	保健所	警察	社協	包括	高齢者支援事業所	障がい者支援事業所	子ども支援機関(SSWを含む。)	就労支援事業所	医療機関	民生委員・児童委員	町会・自治会	市民活動支援センター	市民活動団体(者)	家族・親族	地域住民	民間事業者	その他
平成30(2018)年	27	0	0	0	22	46	0	3	2	0	14	7	3	6	11	16	18	3	2
平成31・令和元(2019)年	45	2	2	1	43	35	18	7	2	0	0	4	20	11	8	1	9	0	4
令和2(2020)年	184	32	7	0	266	74	18	29	17	3	7	5	15	12	65	2	55	9	31
令和3(2021)年	69	33	8	0	53	70	33	49	89	1	12	14	8	13	49	23	31	8	13
令和4(2022)年	57	3	49	0	56	82	21	65	12	0	29	18	2	169	20	61	17	18	8

※社協：総務、あんしん狛江、笑顔サービス等、他社協も含む。

※高齢者支援事業所：こまほっとシルバー相談室、居宅介護支援事業所、特養、デイサービス等

※障がい者支援事業所：サポート、就労支援事業所、グループホーム等

※子ども支援機関（SSWを含む。）：子ども家庭支援センター、スクールソーシャルワーカー、児童館等

出典：各年度 事業報告書（社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会）

(2) 福祉のまちづくり委員会・協議委員会

福祉のまちづくり委員会・協議委員会の活動は、令和4(2022)年度から全ての日常生活圏域での活動が本格化しました。各地域のアセスメントを行い、地域の課題を把握し、課題解決に向けた取組を進めていく必要があります。



福祉のまちづくり委員会・協議会の活動内容（エリア別）

年度	あいとぴあエリア	こまえ苑エリア	こまえ正吉苑エリア
平成 30 (2018) 年度 (プレ開催)	東和泉：調査		
平成 31・令和元 (2019)年度	中和泉・元和泉・西 和泉：車座トーク2 回、まちづくりアン ケート・インタビュー (163人)		
令和2(2020)年度	福祉カレッジ修了生企画「OneMeet」の開催(地域診断について)		
令和3(2021)年度	1月：設立 名称：和泉手つなぎ 会 民生委員・児童委 員、市民活動者、福 祉事業所職員など 8人が参加。	8月：設立 名称：いこいねっと 民生委員・児童委 員、地域福祉推進委 員会会長、地域包括 支援センター職員、 PTA、市民活動者な	1月：準備会 市民活動者、福祉事 業所職員、教育関係 者など9人が参加。 地域課題の討議を 3回実施。 まち歩きを1回実

	地域課題の討議を 3回実施	ど10人が参加。 地域課題の討議を 4回実施	施
令和4(2022)年度	福祉のまちづくり協議委員会、10月設置		
	定例会6回、役員会 4回開催	定例会5回開催、代 表副代表会5回、そ の他活動3回	4月：設立 名称：のがわのわ 定例会11回開催

出典：各年度 事業報告書（社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会）

(3) 福祉カレッジ

平成30(2018)年度のプレ開催から今後の地域福祉を担う地域住民合計74人を輩出いたしました。カリキュラムの改定により、市民及び福祉事業者のニーズに応じた福祉人材を輩出していく必要があります。

福祉カレッジの実績

年度	定員数	修了人数	カリキュラム
平成30(2018)年度 (プレ開催)	20人	19人	全11回、地域福祉、コミュニティソーシャルワーカー、災害、高齢者支援、障がい者支援、子育て支援、多世代交流、フィールドワーク
平成31・令和元 (2019)年度	15人	11人	全14回、地域福祉、コミュニティソーシャルワーカー、生活困窮者支援、災害、高齢者支援、障がい者支援、子育て支援、多世代交流、フィールドワーク
令和2(2020)年度	15人	14人	全6回、地域福祉、コミュニティソーシャルワーカー、生活困窮者支援、高齢者支援、障がい者支援、子育て支援、多世代交流、市民活動
令和3(2021)年度	15人	13人	全10回、社会福祉協議会、コミュニティソーシャルワーカー、生活困窮者支援、地域包括支援センター、高齢者支援、障がい者支援、子育て支援、多世代交流
令和4(2022)年度	20人	17人	全10回、社会福祉協議会、コミュニティソーシャルワーカー、生活困窮者支援、地域包括支援センター、障がい者支援、LGBTQ、多世代交流

出典：各年度 事業報告書（社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会）

(4) 地域の居場所（まちの縁側）

ア 「まちの縁側」とは

対象者を限定せず、子どもから高齢者まで市民がいつでも気軽に集い、緩やかに出会い、関わり合うことのできる場であり、集いの場としての機能だけではなく、元気高齢者等の活躍の場や、福祉的な課題に市民の支え合いを通して取り組む等、多機能混在な小さなコミュニティをいう。

イ 「まちの縁側」の要件

次の全ての要件を満たす場をいう。

- ①年齢や属性を問わず誰でも利用できる場であること。
- ②金銭を対価とせず、又はごく低額で利用できる場であること。
- ③目的外の来訪者にも積極的に解放された場であること。
- ④来訪者に関わる「人」が存在する場であること。

出典：令和3年度市民提案型協働事業「多世代交流の小さな拠点（まちの縁側）の整備に向けたアクションリサーチ」最終報告書を一部改変

ウ 市内の「まちの縁側」

市内の「まちの縁側」は現在次の4箇所です。

- ①よしこさん家（元和泉）
- ②野川のえんがわ こまち（西野川）
- ③ふらっとなんぶ（駒井町）
- ④狛江プレーパーク（元和泉）